

国立大学等における
障害のある学生の修学支援に関する調査

結 果 報 告 書

平成 29 年 3 月

中国四国管区行政評価局

前 書 き

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することとしており、教育についても、障害者が十分な教育を受けられるようにするため、国及び地方公共団体は、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないと定めている。

また、同法に基づく障害者基本計画（第 3 次）（対象期間：平成 25～29 年度）では、「高等教育における支援の推進」が盛り込まれ、大学、短期大学、高等専門学校（以下「大学等」という。）が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障など各種の支援措置を講ずることを求めている。

さらに、平成 28 年 4 月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）では、障害者の障害の程度等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うこととしており、高等教育においても所要の対応が求められている。

このような中、独立行政法人日本学生支援機構の調査によれば、全国の大学等で学ぶ障害のある学生の数は、平成 18 年度 4,937 人であったものが 27 年度には 21,721 人と 4 倍に増加しており、障害のある学生に対して、修学上の支援措置の充実がますます必要な状況となっている。

一方、大学等で学ぶ障害のある学生の数や教育現場で行われている修学上の支援措置の内容については、独立行政法人日本学生支援機構が調査を行い全国集計として公表しているが、中国地方における実態は明らかとなっていない。

この調査は、以上の状況を踏まえ、中国地方に所在する国立大学等における障害のある学生に対する修学支援の実態を広範に調査し、支援を望む障害者やその関係者、支援に取り組む大学等や関係機関・団体の参考に供するとともに、障害のある学生に対する修学支援がさらに充実したものとなるよう課題を明らかにし、もって関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

	ページ	説明図表 ページ
第1 調査の目的等 -----	1	
第2 調査結果 -----	2	
1 障害のある学生に対する修学支援に係る国の施策等-----	2	---- 28
2 障害学生に対する修学支援状況、支援体制等の実態 -----	4	---- 33
(1) 障害学生数及び支援障害学生数の推移 -----	4	---- 33
(2) 支援状況等 -----	6	---- 37
ア 障害学生の受入方針 -----	6	---- 37
イ 入学試験における配慮 -----	6	---- 37
ウ 入学後における支援 -----	6	---- 40
エ 施設のバリアフリー化 -----	8	---- 44
(3) 支援体制の整備状況等 -----	10	---- 53
ア 支援体制 -----	10	---- 53
イ 教職員等に対する意識啓発 -----	13	---- 62
ウ 支援内容等の情報提供 -----	15	---- 67
3 障害学生に対する修学支援等の一層の充実（課題及び所見）-----	17	---- 70
(1) 大学等間における連携の推進 -----	17	---- 70
(2) 教職員、学生に対する意識啓発の推進 -----	21	---- 78
(3) 施設のバリアフリー化の一層の推進 -----	22	---- 79
(4) 情報提供の充実 -----	24	---- 84

第1 調査の目的等

1 目的

この調査は、国立大学等における障害のある学生に対する修学支援の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するため実施した。

2 担当部局

中国四国管区行政評価局

3 実施時期

平成28年11月～29年3月

4 対象機関

国立大学法人鳥取大学、同島根大学、同岡山大学、同広島大学、同山口大学
(独立行政法人国立高等専門学校機構設置校) 米子工業高等専門学校、松江工業高等専門学校、津山工業高等専門学校、呉工業高等専門学校、徳山工業高等専門学校、宇部工業高等専門学校

《 本報告書内における主な機関の名称に関する略語 》

国立大学法人鳥取大学 : 鳥取大学

国立大学法人島根大学 : 島根大学

国立大学法人岡山大学 : 岡山大学

国立大学法人広島大学 : 広島大学

国立大学法人山口大学 : 山口大学

米子工業高等専門学校 : 米子高専

松江工業高等専門学校 : 松江高専

津山工業高等専門学校 : 津山高専

呉工業高等専門学校 : 呉高専

徳山工業高等専門学校 : 徳山高専

宇部工業高等専門学校 : 宇部高専

独立行政法人日本学生支援機構 [神奈川県所在] : (独)学生支援機構

独立行政法人国立高等専門学校機構 [東京都所在] : (独)国立高専機構

まとめて表記する場合：
調査対象5大学

まとめて表記する場合：
調査対象6高専

まとめて表記する場合：
調査対象大学等

《 「障害」と「障がい」の表記の区分 》

本報告書では、個別の制度、組織等の名称に「障がい」と表記されている場合を除き、原則、法令（障害者基本法等）の表記に従い、「障害」と表記した。

第2 調査結果

1 障害のある学生に対する修学支援に係る国の施策等

通 知	説明図表番号
<p>教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）では、障害者が十分な教育を受けられるよう、国及び地方公共団体は必要な支援、施策を講じなければならないと定められている。</p>	<p>図表 1-① 図表 1-②</p>
<p>また、障害者の自立及び社会参加支援等のための施策を巡っては、平成 18 年に国連総会で障害者の権利に関する条約が採択されたことに伴い、23 年 8 月の障害者基本法の改正、25 年 6 月の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）の制定（平成 28 年 4 月施行）により、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供が求められており、大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）における高等教育においても所要の対応が求められている。国立大学法人及び（独）国立高専機構については、障害者差別解消法により合理的配慮の提供が義務付けられており、これら法人が設置する大学及び高等専門学校（以下「国立大学等」という。）は、障害のある学生（以下「障害学生」という。）から要望があった場合には、障害の状態等に応じて合理的配慮を提供する義務がある。</p>	<p>図表 1-③ 図表 1-④</p>
<p>このような中、平成 25 年 9 月に策定された障害者基本計画（第 3 次）（障害者基本法に基づく計画。対象期間：平成 25～29 年度）では、「高等教育における支援の推進」が盛り込まれ、授業等における情報保障、教科書・教材に関する配慮、施設のバリアフリー化、入試や単位認定試験における配慮、相談窓口の統一や支援担当部署の設置などの支援体制の整備、支援内容や受入実績などの情報公開等が求められている。</p>	<p>図表 1-⑤</p>
<p>また、高等教育における障害学生の修学支援については、平成 24 年 12 月、文部科学省の検討会が報告「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」（以下「検討会報告」という。）を取りまとめ、大学等において提供すべき合理的配慮の考え方について整理するとともに、関係機関が取り組むべき事項（短期的課題、中・長期的課題）を提示している。検討会報告では、障害は多岐にわたり個々の大学の資源のみでは十分な対応が困難な場合があることから、学外の教育資源の活用等を検討することが示され、また、個々の大学等の取組のみでは、支援のノウハウが不足している状況にあることから、拠点校（注 1）及び各大学等の個別支援事例を各大学等に還元するなど地域における拠点校、大学等間ネットワーク形成による連携の取組が重要であるとされている。</p>	<p>図表 1-⑥</p>
<p>（注 1） 拠点校とは、地域において連携等の取組を行う拠点となる大学等をいい、検討会報告において、国は、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校として整備し、その取組を重点的に支援していくことが重要と位置付けている。</p> <p>我が国の大学等に在籍する障害学生の総数は、（独）学生支援機構の「大学、短期</p>	

1 障害のある学生に対する修学支援に係る国の施策等

通 知	説明図表番号
<p>大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査の結果によると、平成18年度4,937人であったものが、27年度には21,721人と4.4倍に増えている。こうしたことから、上記の検討会報告や障害者基本計画（第3次）に盛り込まれているような支援の推進が図られることがますます必要な状況となっている。</p>	

2 障害学生に対する修学支援状況、支援体制等の実態

(1) 障害学生数及び支援障害学生数の推移

通 知	説明図表番号
<p>調査対象大学等では、身体障害者手帳等の交付を受けている又は障害に係る診断書を有する学生を障害学生とし、例えば、①障害学生本人からの申出、②入試段階での受験上の配慮希望、③各種相談、④健康診断、⑤受診勧奨などを通じてこれを把握している。</p> <p>調査対象大学等は、障害学生の修学支援希望を踏まえて必要な修学支援を実施している。調査対象大学等の障害学生は、平成 28 年度（5 月 1 日現在）、全体で 340 人（全学生の 0.6%）在籍しており、このうち修学支援を受けている障害学生（以下「支援障害学生」という。）は 197 人（同 0.35%）である。</p> <p>障害学生及び支援障害学生の数について、近年の増加状況、大学等別の状況、障害区分別の状況をみると、以下のとおりである。</p> <p>ア 障害学生数、支援障害学生数の増加状況</p> <p>平成 24 年度における調査対象大学等全体の障害学生数は 103 人、うち支援障害学生は 55 人であったが、28 年度にはそれぞれ 3 倍以上の 340 人、197 人に急増している。</p> <p>障害学生数及び支援障害学生数の増加の要因として、調査対象大学等では、障害学生に対する支援体制の強化が進んだことにより、①障害学生の把握が進んだこと、②積極的な周知活動や相談対応の結果、障害学生の修学支援が周知され、修学支援に係る認知度が高まったことで潜在需要が顕在化してきたことなどと分析している。</p> <p>障害学生数及び支援障害学生数は、今後、大学等における支援体制等の整備促進、インクルーシブ教育（注 2）の普及等に伴い、さらに増加することが予想される。</p> <p>（注 2） 教育について障害者の権利を認め、この権利を差別なしに実現するため、障害のある者と障害のない者が可能な限り共に学べる教育をいう。</p>	<p>図表 2-(1)-①</p>
<p>イ 大学等別の状況</p> <p>① 調査対象 5 大学では、いずれも増加傾向にあり、従来は支援障害学生が少なかった大学においても、最近 3 年間で急増している（島根大学、山口大学）。</p> <p>② 調査対象 6 高専では、大学に比べて学生数が少ないことから、従来から障害学生、支援障害学生は少ないが、最近 2 年間で急増している高専（米子高専）もみられる。</p>	<p>図表 2-(1)-②</p>
<p>ウ 障害区分別の状況</p> <p>① 障害区分別に障害学生数及び支援障害学生数の状況（平成 24～28 年度）をみると、特に増加しているものは病弱・虚弱、発達障害、精神障害である。</p> <p>② 障害区分別の支援障害学生をみると、発達障害の支援障害学生数が平成 28 年度で 94 人と全体（197 人）の半数近くとなっている。</p>	<p>図表 2-(1)-③</p>

通 知	説明図表番号
<p>一方、身体障害については、発達障害ほどの著しい増加はない。平成 28 年度の支援障害学生数をみると、調査対象大学等 11 校全体で視覚障害が 8 人、聴覚・言語障害が 14 人、肢体不自由が 18 人となっており、身体障害のある学生の支援経験は必ずしも多くないものとみられる。</p>	

(2) 支援状況等

通 知	説明図表番号
<p>ア 障害学生の受入方針</p> <p>調査対象大学等は、いずれも条件や制限を設けることなく障害学生の受入れを行うこととしており、施設・設備や体制、予算の不足等を理由として障害学生受入れを制限している例はみられなかった。</p> <p>なお、調査対象大学等は、おおむね規定等を定めて受入方針を明文化している。</p>	図表 2-(2)-ア
<p>イ 入学試験における配慮</p> <p>調査対象大学等では、入学試験における配慮に当たり、その準備の都合上、受験者等からの出願に先立つ事前相談を求めている。障害の種類や程度、試験の方式、希望する配慮事項を踏まえ、受験者本人、保護者との面談や必要に応じて出身学校に聴き取りなどを行い、配慮の実施、配慮内容を決定している。</p>	図表 2-(2)-イ-①
<p>配慮内容として、例えば広島大学では、試験時間の延長、問題用紙の調整（拡大・点訳など）、解答方法の調整（拡大・パソコン解答など）、支援機器の利用（拡大読書器・補聴器など）、座席配慮（場所・机・椅子など）、伝達事項の筆記・文書化、別室受験などを実施している。</p>	図表 2-(2)-イ-②
<p>ちなみに、調査対象大学等が入学試験において障害学生に対し受験上の配慮が可能としている事項をみると、日常使用している機器（拡大鏡、補聴器等）の持参使用許可、試験室の配慮（座席の指定、トイレに近接する試験室に指定、別室受験等）については、ほとんどの大学等が配慮可能としている。一方、試験方法（点字出題・解答、音声出題・解答等）や手話通訳者の付与については、配慮可能としている大学等は少数にとどまっているが、調査対象大学等では、これらについて実際に配慮の相談があれば、その障害の状態に応じて、受験上の配慮を検討すると説明している。</p>	図表 2-(2)-イ-③
<p>ウ 入学後における支援</p> <p>調査対象大学等では、障害学生の障害の種類や程度、履修科目の内容等に応じて、必要とされる修学上の支援を行うこととしている。</p>	図表 2-(2)-ウ-①
<p>実施されている修学支援として、例えば島根大学では、視覚障害のある学生に対して板書の撮影を許可する、聴覚障害のある学生に対して授業の内容を把握しやすいよう詳しいレジュメ資料を提供するなどを実施している。</p>	図表 2-(2)-ウ-②
<p>ちなみに、調査対象大学等における障害学生の入学後における支援内容についてみると、以下のとおり、一般的な支援措置のほか特色のある支援措置がみられる。</p>	図表 2-(2)-ウ-③
<p>(7) 入学後における一般的な支援の内容</p> <p>調査対象大学等が平成 28 年度に実施している障害学生への支援措置をみると、概略、以下のとおりとなっている。</p> <p>① 各種障害区分に共通して支援措置が講じられている事項</p> <p>身体障害等（視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由等）と発達障害等（発</p>	

通 知	説明図表番号
<p>達障害、精神障害等) 別に障害学生に実施されている支援措置をみると、「教室内座席配慮」、「配慮依頼文書の配付」、「出席に関する配慮（遅刻、欠席、途中退室等）」、「試験時間延長・別室受験」等の事項は、身体障害等、発達障害等の区分にかかわらず、多くの大学等で実施されている。</p> <p>② 身体障害等の学生への支援措置</p> <p>身体障害等のある学生への支援措置としては、「講義に関する配慮（録音許可、板書撮影許可等）」が多くの大学等で実施されており、次いで「解答方法配慮」、「教材の拡大」、「実技・実習配慮」、「ノートテイク」等の支援を実施している例が多い。</p> <p>なお、高専においては、身体障害等の支援障害学生が少ないこともあり、身体障害等の学生については、「教室内座席配慮」及び「講義に関する配慮」が複数校で実施されているほか、他の支援措置の実施校は少ない（1校以下）状況となっている。</p> <p>③ 発達障害等の学生への支援措置</p> <p>発達障害等のある学生への支援措置については、授業支援として、「学習指導（補習、補講等）」が、授業以外の支援として、「居場所の確保」、「自己管理指導（スケジュール管理等）」、「対人関係配慮（対人スキル、トラブル対応等）」、「専門家によるカウンセリング」等の支援措置が多くの大学等で行われている。</p>	
<p>(イ) 特色のある支援例</p> <p>調査対象大学等が実施している支援のうち特徴的な支援として、次のような例がみられる。</p> <p>① 広島大学では、山口大学と連携し、「教育のユニバーサルデザイン化推進ネットワーク (Universal Design in Education-Network)」（以下「UE-Net」という。）(2(3)ア(オ)参照) により大学間を情報通信技術でつなぎ、情報通信機材や学生スタッフ等リソースを共有、有効活用した授業支援を行うための環境整備を行っている。</p> <p>② 松江高専では、上肢下肢に障害のある学生（車いす利用）について、個別支援ワーキンググループのもとで校内生活全般にわたる支援計画を策定、介助・サポート要員として当該障害学生専属の支援員を雇用・配置して支援を実施している。</p>	図表 2-(2)-ウ-④

通 知	説明図表番号
<p>エ 施設のバリアフリー化</p> <p>大学等施設に関しては、障害者基本計画（第3次）において、障害学生の様々な機会への平等参加を可能とする観点から、バリアフリー化を推進するとともに、その状況に関する情報公開を促進するとされている。</p> <p>また、検討会報告では、大学等において提供すべき合理的配慮の考え方として、障害の状態・特性等に応じた環境にする観点から、既存施設を含めた計画的な整備によるバリアフリー化の推進、バリアフリーマップによる情報提供等を挙げている。</p> <p>(7) 施設のバリアフリー化の概況等</p> <p>調査対象5大学においては、耐震化や省エネルギー化等も含めた施設等整備に関する中長期的計画である「キャンパスマスタープラン」等においてバリアフリー化の推進も位置付け、障害学生のみではなく、外国人留学生や地域住民等の利便も考慮する「ユニバーサル・デザイン推進」の観点などを基に、おおむね計画的な整備を進めている。</p> <p>調査対象6高専においても、老朽化に伴う機能改善などの校舎改修等に併せてバリアフリー施設を整備するなど、おおむね計画的に整備されている状況にある。</p> <p>整備計画の検討に当たっては、例えば島根大学では、i) 身体障害者用トイレを1以上設置、ii) 出入口にスロープ・自動ドアを設置、iii) 昇降機(エレベーター等)を設置、iv) 案内板(点字併記)を設置、iv) 案内板までの経路に視覚障害者誘導ブロック(以下「点字ブロック」という。)等を設置するなどの一定の基準を設定し、学生等の利用が多いものの、その基準を満たしていない状況にある施設から優先的に整備する方針としている状況がみられた。</p> <p>調査対象大学等では、上記のとおり、計画的整備を進めつつ、その上で障害学生の入学等を契機にその障害の特性や要望等に応じたエレベーターやスロープ等の個別的な施設整備を随時進めている状況にある。</p> <p>(イ) 施設のバリアフリー化に当たっての基準・指針</p> <p>学校施設は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)により、バリアフリー化の努力義務の対象として位置付けられている。</p> <p>そのため、大学等では、同法に基づく移動等円滑化基準のほか、「福祉のまちづくり条例」等の条例や文部科学省が策定した指針(学校施設バリアフリー化推進指針(平成16年3月))などの基準や指針に従って、バリアフリー施設の新設・改修等を進めている状況にある。</p> <p>(ウ) 施設のバリアフリー化に関するあい路(大学等から聴かれた状況)</p> <p>施設のバリアフリー化に関するあい路として、i) 整備費の確保にかかっており、特に障害学生等からの要望に緊急的に対応する場合の予算確保が困難と</p>	<p>図表1-⑤(再掲)</p> <p>図表2-(2)-エ-①</p> <p>図表2-(2)-エ-②</p> <p>図表2-(2)-エ-③</p> <p>図表2-(2)-エ-④、⑤</p>

通 知	説明図表番号
<p>なる場合がある、ii) 高専の場合、障害学生の入学が確定しない限り、(独) 国立高専機構に予算要求をすることができず、学生の入学後ただちに整備・供用開始することができない場合がある、iii) 建築年度が古い等、建物・施設によっては身体障害者用トイレやエレベーター等を設置するスペースが確保できない場合があるなどの状況を挙げる大学等があった。</p> <p>(イ) 施設のバリアフリー化以外に実施している個別的配慮</p> <p>上記のようなあい路があることも背景にあり、施設のバリアフリー化のみで対応できない状況も生じるため、移動に支障のないように使用教室を変更するなど身体障害のある学生に対して個別的に実施しているそのほかの配慮がみられた。</p> <p>(オ) バリアフリーマップの作成状況</p> <p>施設のバリアフリー化の状況を表すバリアフリーマップは、4 大学（鳥取大学、島根大学、岡山大学、山口大学）及び1 高専（呉高専）で作成され、大学等ホームページにおいて公表されている。</p> <p>広島大学では、スロープや身体障害者専用駐車場の位置は分からないが、身体障害者用トイレの設置場所や階段の有無が分かる案内サイン図をキャンパス内の必要と思われる箇所に設置し、また、エレベーターについて、各建物の入口等に設置している案内図で示している。</p> <p>呉高専を除く 5 高専では、校内に掲示している校舎案内図により、身体障害者用トイレやエレベーターの位置を表示している。</p>	<p>図表 2-(2)-エ-⑥</p> <p>図表 2-(2)-エ-⑦、⑧</p>

(3) 支援体制の整備状況等

通 知	説明図表番号
<p>ア 支援体制</p> <p>(7) 相談窓口の設置 (大学及び高専) 調査対象大学等では、いずれも障害学生本人やその保護者等からの障害学生支援の申し出等の相談に対応するための窓口を設置している。</p> <p>(イ) 障害学生を支援するための体制の整備（担当部署、委員会等の設置） (大学) 調査対象 5 大学のうち 4 大学では、障がい学生支援室、学生特別支援室等、障害学生支援の専門部署を設置し、また、全大学で専任又は兼任の教員やコーディネーター、カウンセラーを配置するなど、支援体制を充実させている。 また、障害学生支援の内容等の協議、検討、決定等を行うため、4 大学で障がい学生修学支援委員会等の専門委員会等を設置している。 なお、これらの大学は、それぞれの大学の保健管理センター（医師、カウンセラー等）とも連携して、障害学生に対する支援を行っている。</p> <p>(高専) 調査対象 6 高専の中には、特別支援教育室や総合支援センターの専門部署を設置して、障害学生支援を充実させているもの（2 高専）、また、学生相談室又は学生課（学生係）が中心となって支援を実施しているもの（4 高専）がみられる。 また、障害学生支援の内容等の協議、検討、決定等を行うため、障害学生修学支援委員会等の専門委員会を設置しているもの（4 高専）もみられる。</p> <p>(ウ) 障害学生を支援する学生の登録 (大学) 調査対象 5 大学では、いずれも障害学生を支援する学生の登録を行っている。中には、障害の有無や身体特性、年齢や言語・文化の違いに関わらず、情報やサービス、製品や環境の利便性を誰もが享受できる豊かな社会を創出する知識・技術・経験とコーディネート能力を持った人材（アクセシビリティリーダー。イ(ウ)参照）を育成し、障害学生を支援する学生として登録しているものもみられる。（岡山大学、広島大学、山口大学）</p> <p>(高専) 調査対象 6 高専では、障害学生を支援する学生の登録制度があるのは徳山高専のみである。同校では、平成 28 年度から、「ピアサポーター」（障害を持つ学生をサポートする学生）として、各クラスの学級委員を中心に全校で 30 人（各クラスで 2 名）を指名している。</p> <p>(イ) 障害学生のための支援機器の保有</p>	<p>☑表 2-(3)-ア-① ☑表 2-(3)-ア-②</p> <p>☑表 2-(3)-ア-③ ☑表 2-(3)-ア-④</p> <p>☑表 2-(3)-ア-⑤</p> <p>☑表 2-(3)-ア-⑥</p> <p>☑表 2-(3)-ア-⑦ ☑表 2-(3)-ア-⑧ ☑表 2-(3)-ア-⑨</p> <p>☑表 2-(3)-ア-⑩</p>

通 知	説明図表番号
<p>(大学)</p> <p>調査対象5大学では、いずれも障害学生のための支援機器を保有している。これらの大学は、過去、これらの支援機器を必要とする障害学生が在籍していたことから整備し、保有しているものであるが、大学間でその種類等に大きな差異がみられる。</p>	<p>図表 2-(3)-ア-⑩</p>
<p>(高専)</p> <p>調査対象6高専では、松江高専及び徳山高専のみが、過去、支援機器を必要とする障害学生が在籍していたことから整備し、保有しているものの、その種類は少なく、限定的なものとなっている。</p>	<p>図表 2-(3)-ア-⑪</p>
<p>(オ) 他大学等の学外の機関・団体等との連携</p>	
<p>(大学)</p> <p>調査対象5大学では、いずれも障害学生支援に当たって、学外の機関・団体等の障害学生支援に係る知見等を求め、連携を図っている。</p>	<p>図表 2-(3)-ア-⑫</p>
<p>特に、中国地方においては、広島大学を中心として、ユニバーサルデザインを志向する教育機関、民間企業、行政機関及び福祉機関が連携することにより、地域の初等、中等及び高等教育のユニバーサルデザイン化を推進し、障害の有無に関係なく多様な学生がその可能性を開拓できる修学環境及び教育環境を育成することを目的として、平成26年12月、UE-Netが構築されている。現在、中国地方に所在する6大学(調査対象5大学を含む。)がUE-Netに加入しており、今後、UE-Netを通じて、障害学生支援に係るノウハウ、人材、支援機器、支援技術等の共有、活用又は育成などが進むことが期待されている。</p>	<p>図表 2-(3)-ア-⑬</p>
<p>また、岡山県内では、大学コンソーシアム岡山(注3)において、教育現場における障害学生の修学支援活動の促進等を目的として、平成25年9月、障がい学生支援委員会を設置し、岡山県内はもとより全国の障害学生の支援状況の情報共有に取り組んでいる。また、支援に関する最新の知見や課題を共有し、合理的配慮についての理解や支援の質の向上を図ることを目的に、毎年、研修会を開催するなどの活動も行っている。</p> <p>(注3) 平成18年、岡山県内の各高等教育機関の連携を推進することにより、持てる知的資源を積極的に活用し、また、地域社会及び産業界との緊密な連携によって、時代に合った魅力のある高等教育の創造、活力ある人づくり・街づくりへの貢献を目指して、その実現に取り組むことを目的として設立された。(大学コンソーシアム岡山規約による。)</p>	<p>図表 2-(3)-ア-⑭</p>
<p>なお、(独)学生支援機構が事務局となり、障害学生支援に積極的に取り組んでいる大学を「拠点校」、障害者施策に関する専門的な研究を行っている機関を「協力機関」としてネットワークを構築し、(独)学生支援機構と拠点校である広島大学とが連携して障害学生支援に係るセミナーを開催するなどの事業(障害学生修学支援ネットワーク事業)を実施しているものもある。</p>	<p>図表 2-(3)-ア-⑮</p>
<p>(高専)</p> <p>中国地方に所在する国立高専(調査対象6高専を含む。)では、平成23年度</p>	<p>図表 2-(3)-ア-⑯</p>

通 知	説明図表番号
<p>から毎年、中国地区高等専門学校学生相談室連絡会議を開催しており、この中で障害学生支援に係る情報交換や研修を実施している。</p> <p>また、松江高専では、毎年、島根学生相談研究会（島根大学、島根県立大学及び松江高専で構成）や松江市内特別支援学校教育相談等担当者連絡会における研修会や情報交換会等に参加し、障害学生支援に係る情報交換等を行っている。</p> <p>なお、調査対象6高専の中には、一部に、障害学生支援に係るノウハウ、人材、支援機器等の共有化等を求め、UE-Net に加入する動きもみられる。</p>	<p>図表 3-(1)-⑤</p>

通 知	説明図表番号
<p>イ 教職員等に対する意識啓発等</p> <p>(7) 国等職員対応要領の策定状況</p> <p>障害者差別解消法第9条に基づく国等職員対応要領（以下「職員対応要領」という。）の策定状況をみると、調査対象5大学は、おおむね一般社団法人国立大学協会が作成したひな形に準拠した内容で、平成28年3月中に策定し、各大学のホームページに掲載することにより公表している。また、策定後は、ホームページへの掲載のほか、会議、研修、メール等により教職員に対し周知を図っているとしている。</p> <p>一方、調査対象6高専は、(独)国立高専機構が策定した「独立行政法人国立高等専門学校機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年3月24日制定）を、職員対応要領としている。同要領は(独)国立高専機構のホームページに掲載されているほか、調査対象6高専のうち2校（松江高専、徳山高専）は自校のホームページにも掲載し公表している。また、教職員に対し、会議、メール等により周知を図っているとしている。</p> <p>(イ) 教職員に対する意識啓発</p> <p>教職員に対する意識啓発の実施状況（平成26～28年度）をみると、調査対象大学等ではいずれも、障害学生支援の専門部署や相談窓口等の担当教職員について、学外研修へ派遣するなどして、障害や障害学生支援に関する理解の促進、専門的知識・技能の向上を図っている。</p> <p>また、調査対象大学等11校のうち10校（5大学5高専）では、障害学生支援の担当教職員以外の教職員を含む全教職員を対象として、障害者差別解消法の施行を契機に、又はそれ以前から、障害者差別解消法等の趣旨・内容、障害学生への修学支援の現状、必要性等についての理解促進・意識啓発のため、研修の実施や教職員会議での説明等を行っている。このうち6校（鳥取大学、島根大学、広島大学、山口大学、松江高専、宇部高専）は、教職員のための障害学生支援に関するマニュアル等を作成・配付している。</p> <p>特に、島根大学では、障害者差別解消法に関する教育教材（eラーニング用）を作成し、全教職員を対象とする研修を実施している。また、岡山大学は、毎年度、新任・転入教職員を対象とする研修会において、障害学生支援を含む学生支援全般について説明を行っているほか、高等学校教職員や学生支援関係者をも含めた障がい学生支援研修会等の開催により、教職員の障害学生支援に関する理解促進・意識啓発を図っている。</p> <p>(ウ) 学生に対する意識啓発等</p> <p>① 障害学生を支援する学生の養成</p> <p>調査対象5大学及び徳山高専は、障害学生を支援する学生の登録制度を設け、養成のための研修を実施している。一方、その他の5高専は、支援スタッフとして学生を活用することはないとして障害学生を支援する学生の登</p>	<p>図表2-(3)-イ-①</p> <p>図表2-(3)-イ-②</p> <p>図表2-(3)-イ-③</p> <p>図表2-(3)-イ-④</p>

通 知	説明図表番号
<p>録制度は設けておらず、養成のための研修も実施していない。</p> <p>障害学生を支援する学生の養成の取組事例として、広島大学は、障害学生を支援する学生を育成するためのプログラム（アクセシビリティリーダー育成プログラム）（以下「ALP」という。）を開発し、全国の大学、企業等にも開放している。中国地方の国立大学としては、広島大学のほか鳥取大学、岡山大学及び山口大学がALPに取り組んでいる、</p>	<p>図表 2-(3)-イ-⑤</p>
<p>② 学生に対する意識啓発</p> <p>調査対象大学等のうち5校（鳥取大学、島根大学、岡山大学、松江高専、徳山高専）は、授業、新入生オリエンテーション、講演等により、学生の障害学生支援についての理解促進・意識啓発を図っている。また、2校（広島大学、山口大学）は、ALPは学生の障害学生支援への理解促進・意識啓発にも役立つことから、広く全学生に受講を呼びかけており、多数の学生が4段階中、第1段階のアクセシビリティ教育課程のオンライン講座を受講している。</p> <p>調査対象大学等のうち4校（島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学）は、学生等の理解促進・意識啓発を図るため、パンフレット、リーフレット等を作成し配付している。</p>	<p>図表 2-(3)-イ-④ (再掲)</p>
<p>学生に対する意識啓発の取組事例として、松江高専は、平成23年度から毎年度、1年生の保健の授業として身体不自由者疑似体験を実施している。</p>	<p>図表 2-(3)-イ-⑤ (再掲)</p>

通 知	説明図表番号
<p>ウ 支援内容等の情報提供</p> <p>障害者基本計画（第3次）において、大学等は、入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入実績等に関する情報公開を促進するとされている。</p> <p>また、検討会報告においても、大学等が取り組むべき事項の短期的課題として、各大学等における障害者の修学に関する情報公開の推進が取り上げられている。</p> <p>調査対象大学等における障害者の修学支援に関する情報提供の状況は、以下のとおりである。</p> <p>(7) 入試における配慮の内容</p> <p>調査対象大学等では、学生募集要項やホームページにより、障害等のため受験上の特別な配慮を必要とする場合には出願前に相談するよう案内しており、このうち5大学は、オープンキャンパス等においても案内している。</p> <p>また、島根大学及び広島大学はホームページ掲載等により、受験上の特別な配慮の実施例を示している。</p> <p>(イ) 施設のバリアフリー化の状況</p> <p>調査対象大学等のうち4大学（鳥取大学、島根大学、岡山大学、山口大学）及び1高専（呉高専）は、バリアフリーマップをホームページに掲載して、学内外に情報提供している。その他の1大学（広島大学）及び5高専（米子高専、松江高専、津山高専、徳山高専、宇部高専）は、校内の案内図等に身体障害者用トイレ、エレベーター等のバリアフリー施設・設備の所在等を表示しているが、学外に向けてバリアフリーマップをホームページ上に公開する等を行っていない。（(2)エ(オ)参照）</p> <p>(ウ) 障害学生に対する支援内容・支援体制</p> <p>調査対象5大学は、障害学生に対する支援内容・支援体制として、相談窓口・支援体制、支援の申請手続、授業時等の支援例について、ホームページ等により学外に向けて情報提供するとともに、学内に向けては、新入生オリエンテーション、学生生活の手引き、パンフレット・リーフレット等により情報提供を行っている。</p> <p>このうち鳥取大学は、全学生を対象に、相談窓口を記載したカードの配付及び支援申請書様式の家送への郵送により、相談窓口、支援申請手続について、情報提供を行っている。</p> <p>一方、調査対象6高専のうち、松江高専が相談窓口・支援体制及び支援申請手続を、宇部高専が相談窓口・支援体制をホームページ掲載により情報提供している。</p> <p>(イ) 障害学生の受入実績に係る情報提供</p> <p>調査対象大学等のうち、ホームページ等により障害学生数について積極的な</p>	<p>図表 1-⑤（再掲）</p> <p>図表 1-⑥（再掲）</p> <p>図表 2-(3)-ウ-①、②</p> <p>図表 2-(3)-ウ-①、② （再掲）</p> <p>図表 2-(3)-ウ-① （再掲）</p> <p>図表 2-(3)-ウ-③</p> <p>図表 2-(3)-ウ-② （再掲）</p>

通 知	説明図表番号
情報提供は行っているところはないものの、4大学（鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学）は、障害学生の受入例について、ホームページ又は受験生向けの大学進学ガイドにより情報提供している。	図表 2-(3)-ウ-①、② (再掲)

3 障害学生に対する修学支援等の一層の充実（課題及び所見）

(1) 大学等間における連携の推進

通 知	説明図表番号
<p>検討会報告では、障害は多岐にわたり個々の大学の資源のみでは十分な対応が困難な場合があることから、学外の教育資源の活用等を検討することが示され、また、個々の大学等の取組のみでは、支援のノウハウが不足している状況にあることから、拠点校及び各大学等の個別支援事例を各大学等に還元するなど地域における拠点校、大学等間ネットワーク形成による連携の取組が重要であるとされている。</p> <p>今回、当局が、上記検討会報告の提言事項について、調査対象大学等の状況を調査した結果は以下のとおりである。</p> <p>ア 支援のためのリソースの整備状況</p> <p>調査対象大学等では、前述 2(1)のとおり、全体としては、支援障害学生が増加しており、個々の大学等をみると、これまで支援障害学生が少なかった大学等において最近 2～3 年間で急増している状況がみられ、また、障害区分別にみると、発達障害の支援障害学生数に比し身体障害のある支援障害学生数は少ない状況がみられた。</p> <p>このような中、調査対象大学等における障害学生の修学支援のためのリソース（支援組織、支援機器、支援に関わる人材（スタッフ）、支援ノウハウ）の整備・蓄積状況をみると、障害学生に対する支援ニーズ及び支援実績を反映する形で整備等されてきたことから、大学等間で相当な差異がみられる。総じて、大学では、支援の専門部署を設置するなど、体制等の整備が高専に比べて比較的進んでいるものの、最近における障害学生数の増加を考えると現状において十分であるとは言いえないとしている。また、個々の大学等においては、障害学生支援に投入できる予算に制約があることから、個々の大学等のみで、あらゆる障害学生の支援ニーズに応えられるだけの支援機器、人材（スタッフ）を整備・保有することは困難な面がある。</p> <p>調査対象大学等における障害学生の修学支援のためのリソースの整備状況についての詳細は以下のとおりである。</p> <p>(7) 支援組織</p> <p>調査対象 6 高専のうち 4 校は、「大学の障害学生支援室のような障害学生支援に係る専門部署が設置されておらず、専任教職員も配置されていない」（松江高専、呉高専、宇部高専）、「専門部署は設置されているものの専任教職員が配置されていない」（米子高専）ことにより、支援組織としては不十分であるとの認識を有している。また、このうち 2 校は、「支援組織が支援障害学生の急増に追いついていない」（米子高専）、及び、「支援障害学生の急増により体制強化の必要が差し迫っている」（松江高専）としている。</p>	<p>図表 2-(1)-① (再掲)</p> <p>図表 2-(1)-② (再掲)</p> <p>図表 2-(1)-③ (再掲)</p> <p>図表 2-(3)-ア-⑤ (再掲)</p> <p>図表 3-(1)-①</p>

通 知	説明図表番号
<p>(イ) 支援機器</p> <p>大学等における支援機器の保有状況をみると、調査対象5大学では、大学間でその種類等に大きな差異がみられ、調査対象6高専では、保有している支援機器の種類は少ない。</p> <p>支援機器共有の意見として、「支援機器は、入学した身体障害のある障害学生が支援を必要とする場合、授業に間に合うよう速やかに整備しなければならないので、支援機器の借り受け等他校との連携が必要」（米子高専）、「支援機器の整備について他校の支援を受けたい」（津山高専）、「身体障害のある支援障害学生に係る支援機器は、予算措置上の理由から障害学生の入学初年度には間に合わないため、学外との連携による支援機器の速やかな借り受けを必要とする」（宇部高専）としている。</p>	<p>図表 2-(3)-ア-⑩、⑫ (再掲)</p> <p>図表 3-(1)-②</p>
<p>(ウ) 支援に関わる人材（スタッフ）</p> <p>調査対象大学等のうち10校が、支援に関わる人材（スタッフ）は不足していると認識している。</p> <p>その内容をみると、支援に関わる教職員について、大学では、「複数キャンパスの全てを十分に補完できない」（鳥取大学、山口大学）、「支援プログラムを策定する専任スタッフが1名いるが、支援障害学生の増加傾向を踏まえると今後も同レベルの支援水準の維持は難しい」（島根大学）、「ノートテイカーの配置等、障害学生を支援する学生を派遣するコーディネート業務をする教職員の増員が必要」（岡山大学）、「学生特別支援室のコーディネーターやカウンセラーは業務量が多く限界状態にあり、今後も支援障害学生の増加が続けば支援水準の維持が困難となる」（山口大学）などとしている。また、高専は、「支援職員は他業務との兼任であり支援障害学生の急増に支援業務が追い付いていない」（米子高専）、「身体障害学生受入れに備えた手話通訳や介助・サポート要員などのスタッフを確保する準備ができていない」（呉高専、徳山高専、宇部高専）などとしている。</p> <p>障害学生を支援する学生について、大学は、「ノートテイカーなどの障害学生を支援する学生が十分に育っていない」（鳥取大学）、「年度により障害学生を支援する学生数に変動があり不足する年度もある」（山口大学）などとしており、高専は、「身体障害のある学生の入学に備えて障害学生を支援する学生を育成する必要がある」（宇部高専）などとしている。</p>	<p>図表 2-(3)-ア-③、⑤ (再掲)</p> <p>図表 3-(1)-③</p>
<p>(イ) 支援ノウハウ</p> <p>調査対象大学等における平成28年度の修学支援の取組状況を事項数でみると、大学等間で差がみられ、支援ノウハウ蓄積に差が生じていることが推察できる。</p> <p>また、調査対象大学等のうち9校が、支援ノウハウの蓄積は不十分であると認識しており、その理由としては、「これまで支援実績のない障害分野につい</p>	<p>図表 2-(2)-ウ-③ (再掲)</p> <p>図表 3-(1)-④</p>

通 知	説明図表番号
<p>ては支援ノウハウが蓄積されていない」、「発達障害や精神障害など症例の多様な障害については支援ノウハウが十分に蓄積されていないことや有効な支援内容になっているのか不安がある」、「精神障害などについて専門知識がない」などとしている。</p> <p>イ 大学等間ネットワーク形成等による連携の取組状況</p> <p>上述アのとおり、調査対象大学等では、今後、支援障害学生の増加に対応するためには、支援のためのリソースの蓄積に不安があるとしている状況がみられた。このため、大学等間で連携し、障害学生支援に係る支援ノウハウや人的・物的資源を共有等できるシステムの構築、強化を図り、このことにより大学等全体の支援の強化を図ることが求められている状況となっている。</p> <p>この点について、調査対象大学等のうち 10 校が、障害学生支援に係るリソースを大学等間で共有するシステムの構築、強化が必要との意見を有しており、その理由を例示すると、「本校の体制、ノウハウが不十分な点をカバーしてくれる可能性があり期待している」（鳥取大学）、「支援ノウハウや支援機器の乏しい分野について、即応性をもってリソースを共有できる連携が必要」（米子高専、松江高専）、「重度の身体障害学生に係る支援機器や支援スタッフの整備には相当な予算を必要とするが、本校の予算のみでは確保できず、支援機器やスタッフを個々の高専が整備するのは限界があり、非効率でもあるので、複数の学校間で共有・共用できる仕組みがあれば利用したい」（徳山高専）などとしている。</p> <p>障害学生支援に係るリソースを大学等で共有できるシステムの構築、強化を図るための連携の取組としては、以下の例がみられる。</p> <p>(7) 大学等間の連携</p> <p>① 全国的な大学等間の連携の動きとしては、(独)学生支援機構による「拠点校」、「協力機関」を中心とするネットワークを構築する「障害学生修学支援ネットワーク事業」（事務局：(独)学生支援機構）、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（事務局：国立大学法人筑波技術大学）などがある。</p> <p>② 中国地方における大学等間の連携の動きとしては、広島大学が中心となって進めている UE-Net があり、広く小・中・高校など教育機関、民間企業、行政機関及び福祉機関の参加を得て、i) 情報通信技術を活用したサービス提供による支援機器、支援職員及び学生スタッフのリソース共有、ii) 支援機器貸借による支援機器のリソース共有、iii) 情報共有データベース運用による支援ノウハウに係るリソース共有などの取組を通じて、地域全体における障害学生の修学支援強化等を目指すものとしている（2(3)ア(オ)参照）。</p> <p>③ 大学コンソーシアム岡山では、岡山県内はもとより全国の障害学生の支援状況の情報共有に取り組んでいる（2(3)ア(オ)参照）。</p>	<p>図表 3-(1)-⑤</p> <p>図表 2-(3)-ア-⑩ (再掲)</p> <p>図表 2-(2)-ウ-④ (再掲)</p> <p>図表 2-(3)-ア-⑭ (再掲)</p> <p>図表 2-(3)-ア-⑮ (再掲)</p>

通 知	説明図表番号
<p>(イ) 高専間の連携</p> <p>高専は大学とは学生の年齢構成や教育方法も異なることから、上記のような大学等間連携のみでなく、高専間で障害学生の支援事例等のノウハウ情報を共有することも有益と考えられる。</p> <p>この点の取組例としては、中国地方の国立高専で構成する中国地区高等専門学校学生相談室連絡会議において、障害学生支援に係る情報交換や研修が実施され、高専間における支援ノウハウ等の情報共有が図られている（2(3)ア(オ)参照）。</p> <p>調査対象大学等における障害学生数及び支援障害学生数は増加傾向にあり、今後、さらに増加することが予想されるが、個々の大学等のみで、障害学生の増加に対応し、支援リソースを整備・蓄積することには、制約・限界があるものと考えられる。</p> <p>このため、上記のような、大学等間の連携による支援リソースの共有を一層推進することが有益と考えられ、また、支援機器や人材などの資源を他大学等の支援に活用することは資源の有効活用にもつながるものと思われる。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、調査対象大学等は、障害学生支援のニーズに的確に応えるため、支援体制の整備・強化に努めるとともに、例えば、UE-Net などの障害学生支援のための大学等間のネットワークを活用し、人的・物的資源、支援ノウハウの不足分を相互に補完する仕組み・環境づくりを一層推進する必要がある。（鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、米子高専、松江高専、津山高専、呉高専、徳山高専、宇部高専）</p>	<p>図表 2-(3)-ア-⑱ (再掲)</p>

(2) 教職員、学生に対する意識啓発の推進

通 知	説明図表番号
<p>調査対象 5 大学及び(独)国立高専機構の職員対応要領において、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供が教職員に求められるとともに、新たに教職員になった者に対する研修の実施等が規定されている。また、障害学生支援の専門部署が設置されている場合であっても、支援業務の全てを当該組織が担うのではなく、授業等を行う学部・学科等の教育組織、入学試験の出願窓口、学生の相談窓口、保健管理部門等、多くの組織が支援に関わっていることから、専門部署以外の教職員も、障害者の特性、支援の現状・必要性等について理解と認識を有することが求められている。</p>	
<p>さらに、障害学生の意向や実情に応じたきめ細かな支援を実現するため、及び障害者と共に学ぶ学生自身の教育のためにも、教職員や一部の障害学生を支援する学生にとどまらず、直接の支援には携わらない学生の理解促進・意識啓発を図るための取組が望まれる。</p>	図表 3-(2)-①
<p>今回、調査対象校における教職員、学生に対する意識啓発の状況をみると、前述 2(3)イのとおり、研修、マニュアル、パンフレット配付等により意識啓発を図っている学校がある一方で、次のとおり、消極的な学校もみられる。</p>	図表 2-(3)-イ-②、④ (再掲)
<p>ア 調査対象大学等のうち 1 校は、障害者差別解消法の施行後も、支援担当教職員以外の教職員を含む全教職員を対象とする、障害学生支援についての理解促進・意識啓発を図るための特段の取組を行っていない。</p>	
<p>イ 調査対象大学等のうち 4 校は、学生の理解促進・意識啓発を図るための特段の取組を行っていない。これらの学校は学生に対する意識啓発の取組に消極的な理由として、障害学生のプライバシー保護の観点などを挙げている。</p>	図表 3-(2)-②
<p>しかし、学生の意識啓発の目的は、障害を理由とする差別の禁止や合理的配慮の必要性など、障害者の権利に関する条約、障害者基本法等の理念についての理解促進であることから、必ずしも個別具体の障害者の現状等について説明する必要はなく、個人情報保護上支障となる場面が出てくることは考えにくい。</p>	
<p>【所見】</p> <p>したがって、調査対象大学等は次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 教職員に対し、研修の実施、マニュアルにより、障害学生支援に関する理解促進・意識啓発を図ること。(呉高専)</p> <p>② 学生に対し、障害学生本人の意向を尊重し、個人が特定されないよう配慮しつつ、障害の特性、支援・配慮の必要性等に関する理解促進・意識啓発を図ること。(米子高専、津山高専、呉高専、宇部高専)</p>	

(3) 施設のバリアフリー化の一層の推進

通 知	説明図表番号
<p>大学等における施設のバリアフリー化については、前述 2(2)エ「施設のバリアフリー化」のとおり、「キャンパスマスタープラン」等に基づき、おおむね計画的な整備が進められており、その上で障害学生の入学等を契機にその障害の特性や要望等に応じた個別的整備が随時進められている状況にある。</p> <p>今回、施設のバリアフリー化の状況に関し、当局がヒアリング及び現地確認を行った結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>ア 車いすでの移動が困難な施設等、バリアフリー化が不十分な施設</p> <p>学生等が比較的多く使用する主要施設については、おおむねバリアフリー化が進んでいる状況にあるが、以下のような状況にある施設も一部でみられた。</p> <p>(ア) 建物の全ての入口に段差があるものの、スロープがなく、車いすでは容易に入ることができない。(5 大学、4 高専)</p> <p>(イ) エレベーターがないことにより、車いすでは階層移動できない、又は特定の階等に移動できない。(5 大学、6 高専)</p> <p>(ウ) 身体障害者用トイレがない。(3 大学、4 高専)</p> <p>(エ) 点字ブロックの敷設方法が適切な状況となっていない。(2 大学)</p> <p>(オ) 勾配がきつい状況にあり、車いすを利用する学生がいる場合、その通行に支障が生じる可能性がある。(1 大学)</p> <p>(カ) 設置時期がかなり前である等の理由から、スロープに手すりが設置されていない、エレベーターに点字表示がされていない等、現在の移動等円滑化基準などに適合していないため、今後の改修等に併せて改善することが望ましいと考えられるものがある。(3 大学)</p> <p>イ バリアフリーマップや構内の案内図に関して充実が望ましい事項</p> <p>バリアフリーマップと実際の状況が異なっている状況や構内に掲示されている案内図の充実を要する状況など、改善が望ましいと考えられる状況が以下のとおりみられた。</p> <p>なお、以下の中には、当局が結果通知を行うまでに速やかに改善措置が講じられたものがある。</p> <p>(ア) バリアフリーマップについて、①実際の状況と異なる表示となっているもの、②オストメイト用設備を備えている多目的トイレを表示することによる充実が望まれるものがある。(3 大学)</p> <p>(イ) 建物等施設入口等に掲示されている案内図について、身体障害者用トイレ等の位置を明確にすることによる充実が望まれるものがある。(4 大学)</p> <p>ウ 適切な点検・管理が望まれる事項</p> <p>バリアフリー化された施設等の中には、以下のとおり、維持管理が十分ではなく、利用に支障が生じる可能性があるものがみられた。</p> <p>(ア) 身体障害者専用駐車場の表示が薄くなり、分かりにくくなっている。(1 大</p>	<p>図表 3-(3)-①</p> <p>図表 3-(3)-②</p> <p>図表 3-(3)-③</p> <p>図表 3-(3)-④</p>

通 知	説明図表番号
<p>学)</p> <p>(イ) 敷設されている点字ブロックがマットで塞がれている、あるいは点字ブロック上に自転車が駐輪されている。(2大学)</p> <p>(ウ) 通路等において、二輪車等が駐輪されることにより、車いすを利用する学生がいる場合、その通行に支障が生じる可能性がある。(2大学)</p> <p>(エ) エレベーター内に設置されている鏡が覆われ、見えなくなっている。(1大学)</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、調査対象大学等は、施設のバリアフリー化を一層推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 車いすでの移動が困難な施設等、バリアフリー化が不十分な施設については、身体障害のある学生の在籍状況や学生からの要望の有無等も踏まえて、優先順位を付けつつ、解消を進めていくこと。(鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、米子高専、松江高専、津山高専、呉高専、徳山高専、宇部高専)</p> <p>② バリアフリーマップや構内の案内図については、実際のバリアフリー施設の配置状況と整合するように作成するとともに、身体障害者用トイレ等の位置を表示する等、障害学生等にとってより利用価値が高いものになるよう内容の充実を検討すること。(鳥取大学、島根大学、岡山大学、山口大学)</p> <p>③ 整備済みのバリアフリー施設については、利用に支障がないよう、適切に点検・管理すること。(島根大学、岡山大学、広島大学)</p>	

(4) 情報提供の充実

通 知	説明図表番号
<p>ア 受験上の配慮に関する事前相談の対象者の範囲についての見直し</p> <p>調査対象大学等は学生募集要項により、受験上の配慮に関する事前相談について案内しているが、その対象者の範囲についての記述内容をみると、①障害の種類や程度を限定していないものが5校みられる一方、②学校教育法施行令第22条の3に定める程度（注4）の身体障害を有する者としているものが3校、③同条に定める程度の身体障害を有する者及び発達障害者としているものが3校みられる。</p> <p>（注4） 学校教育法施行令第22条の3の規定は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する身体障害者（特別支援学校による教育の対象となる者）の障害の程度を定めたものであり、比較的障害の程度が重いものを指す。</p> <p>事前相談の対象者の範囲について、障害の種類や程度を限定する表現を用いている学校から、その理由等を聴取したところ、学生募集要項の対象者の範囲は例示であり実際上は対象者を限定していない、表現方法について見直す余地があるとしている。</p> <p>障害者基本法及び障害者差別解消法において、障害者は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されていること、障害の種類・程度に応じて必要とする配慮・支援の内容は変わることが予想されるものの、障害の程度等が比較的軽い者であっても、配慮・支援を必要とする場合もあり得ることから、事前相談の対象者の範囲について、障害の種類・程度を限定する合理的理由は見当たらない。</p> <p>なお、独立行政法人大学入試センターでは、「大学入試センター試験 受験上の配慮案内〔障害等のある方への配慮案内〕」において、障害の種類・程度別に配慮事項を例示しているが、配慮の対象者を特定の障害の種類・程度の者に限定しているものではない（注5）。</p> <p>（注5） 障害の種類別（【ア】視覚、【イ】聴覚、【ウ】肢体不自由、【エ】病弱、【オ】発達障害の5種類）・障害の程度別（【ア】、【イ】、【ウ】について区分）の配慮事項を例示するとともに、「【ア】～【オ】の区分以外の者で配慮を必要とする者」、「【ア】について、上記以外で視覚に関する配慮を必要とする者」なども配慮の対象者に含まれており、配慮の対象者について、障害の種類・程度を限定する表現は用いられていない。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、調査対象大学等は、学生募集要項において、事前相談の対象者の範囲について、障害の種類・程度を限定する表現を用いている場合、誤解を生じないよう表現内容を改める必要がある。（鳥取大学、米子高専、松江高専、津山高専、徳山高専、宇部高専）</p>	<p>図表 3-(4)-①</p> <p>図表 3-(4)-②</p> <p>図表 3-(4)-③</p> <p>図表 1-②、④ (再掲)</p>

通 知	説明図表番号
<p>イ 情報提供項目・提供方法の充実</p> <p>大学等への入学を希望する障害のある生徒が出願先を検討する際に、できるだけ多くの選択肢の中から選ぶことができるよう、また、障害のある在学生在が支援・配慮を必要とする場合に、容易に必要な情報を入手できるようにするため、大学等は、学内外に向け、受験や修学支援に関する情報提供の充実に努める必要がある。</p> <p>調査対象大学等の修学支援に関する情報提供の項目・方法をみると、前述 2(3)ウのとおり学校間で相当の開きがあるほか、次の項目について、情報提供を行っていない学校がみられる。</p> <p>(7) 入試における配慮の内容</p> <p>調査対象大学等のうち 9 校は、受験上の配慮の実施例や具体的内容についての情報を提供していないため、入学希望者は、受験上の配慮内容について具体的なイメージがつかみにくい状況となっている。</p> <p>(イ) 施設におけるバリアフリー化の状況</p> <p>調査対象大学等のうち 6 校は、校内に設置された案内図等によりバリアフリー施設の位置等を知ることができる状況となっているものの、バリアフリーマップのホームページ等による情報公開を行っていないため、学外の者は、あらかじめ学校施設のバリアフリー化の状況を知ることができない状況となっている。</p> <p>(ウ) 障害学生に対する支援内容・支援体制</p> <p>調査対象大学等のうち 4 校は、支援内容・支援体制に関する情報については、学外・学内のいずれにも提供していない。</p> <p>(イ) 障害学生の受入実績</p> <p>調査対象大学等はいずれも、障害学生数について、ホームページ等による積極的な情報提供を行っていない。また、調査対象大学等のうち 7 校は、障害学生の受入例について情報提供していない。</p> <p>各校の情報提供の充実に関する意見をみると、「障害学生の受入実績については、情報公開することにより個人が特定されるおそれがある」、「学校間の比較に利用されるなど数字が一人歩きするおそれがある」ことなどを理由に情報提供に消極的な学校がみられる一方で、「情報公開について検討の余地がある」とする学校もみられる。また、情報提供の充実が障害学生や支援障害学生の増加につながり、支援内容・支援体制の充実度の相対的な低下及び負担の過重を招き、ニーズに十分応えられなくなることを懸念する声も聞かれた。</p> <p>しかし、障害学生の受入実績については、障害学生の総数又は大括りの障害区分（身体障害、精神障害等）別の人数を示すのであれば、個人情報保護の観点で</p>	<p>図表 2-(3)-ウ-①、② (再掲)</p> <p>図表 3-(4)-④</p>

通 知	説明図表番号
<p>クリアできるものと思われる。また、情報提供の内容、方法等の充実が、障害学生や支援障害学生数等の増加につながるとすれば、それは潜在ニーズが掘り起こされたものと評価でき、ニーズの増大に合わせ支援内容・支援体制の充実を図ることが望ましい姿勢であると思われる。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、調査対象大学等は、大学等への入学を希望する障害のある生徒や障害のある在学生等が、出願先の選択や、支援・配慮の申請を検討する際に、必要十分な情報を容易に得ることを可能とするため、受験上、修学上の支援に関する情報提供項目、提供方法を一層充実させることについて検討する必要がある。</p> <p>（鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、米子高専、松江高専、津山高専、呉高専、徳山高専、宇部高専）</p>	

通 知	説明図表番号
<p>ウ ホームページ上の情報へのアクセスの改善</p> <p>調査対象 5 大学はいずれも障害学生支援を担当する部署の専用ウェブサイトを開設しており、同ウェブサイトの中で、支援内容、相談窓口・支援体制等について詳しく紹介している。</p> <p>これら 5 校の大学ウェブサイトから支援専用ウェブサイトに至るまでの経路をみると、①岡山大学は、メインメニューのうち「学生生活」又は「在学生・保護者の方」を経由して「障がい学生支援室」のウェブサイト、②広島大学は、「高校生・受験生の方」又は「教育・学生生活」から「学生へのサポート情報・支援制度」を経由して「障害学生支援（アクセシビリティセンター）」のウェブサイトに至ることができ、両校については、支援担当部署名又は見出しに「障害（障がい）学生支援」の文言が入っているため、担当部署の名称を知らなくても比較的円滑に支援専用ウェブサイトに至ることができる。</p> <p>一方、鳥取大学、島根大学及び山口大学の 3 校については、③鳥取大学は、「付属施設・付属病院」を経由して「学生支援センター」のウェブサイト、④島根大学は、「学内センター（学生の利用頻度が高い学内センター）」又は「病院・図書館・附属施設」を経由して「障がい学生支援室」のウェブサイト、⑤山口大学は、「在学生の皆様・相談窓口」を経由して「学生特別支援室」のウェブサイトに至ることができるが、支援担当部署の名称を知らない場合には、最初からトップページのメインメニューの中から「付属施設・付属病院」、「学内センター」などのメニューをクリックして支援専用ウェブサイトに至ることは通常考えられず、何度か試行錯誤しなければアクセスできないおそれがある。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、調査対象大学等は、受験生や在学生等がホームページ上の障害学生支援に関する情報に円滑にアクセスすることができるよう、構造等を見直す必要がある。（鳥取大学、島根大学、山口大学）</p>	<p>図表 3-(4)-⑤</p>

国立大学等における障害のある学生の修学支援に関する調査 結果報告書 説明図表

図表 1-① 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）〈抜粋〉

（教育の機会均等）

第 4 条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

（注） 下線は当局が付した。

図表 1-② 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）〈抜粋〉

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

（差別の禁止）

第 4 条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

（障害者基本計画等）

第 11 条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

（教育）

第 16 条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

（注） 下線は当局が付した。

図表 1-③ 障害者の権利に関する条約〈抜粋〉

第 2 条（定義）

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であつて、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

第 24 条（教育）

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。（略）

2～4 （略）

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

（注） 下線は当局が付した。

図表 1-④ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）〈抜粋〉

（目的）

第 1 条 この法律は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 3 章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第 7 号、第 10 条及び附則第 4 条第 1 項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第 7 条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（国等職員対応要領）

第 9 条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前 2 項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

（注） 下線は当局が付した。

図表 1-⑤ 障害者基本計画（第 3 次）（平成 25 年 9 月）〈抜粋〉

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等

(3) 高等教育における支援の推進

- 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等を促進するとともに、施設のバリアフリー化を推進する。
- 大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については、障害者一人一人のニーズに応じて、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、配慮の取組について、一層の周知を図る。
- 障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する。
- 入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する各大学等の情報公開を促進する。
- 各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置など、支援体制の整備を促進するとともに、障害のある学生への修学支援に関する先進的な取組を行う大学等を支援し、大学等間や地域の地方公共団体、高校及び特別支援学校等とのネットワーク形成を促進する。
- 障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた 情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る。

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-⑥ 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）（平成 24 年 12 月）

〈合理的配慮の考え方〉

大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を項目別に整理

[主な記載内容]

- ① 機会の確保：障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。
- ② 情報公開：障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要。
- ③ 決定過程：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要。
- ④ 教育方法等：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。
- ⑤ 支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。
- ⑥ 施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。

など

〈関係機関が取り組むべき事項〉

[短期的課題] 〈抜粋〉

- ① 各大学等における情報公開及び相談窓口の整備の促進
 - 各大学等における障害者の修学に関する情報公開について、現状では大学等により情報提供内容は様々である。また、各大学等に相談する際も、窓口が統一されていないなど、学生にとって利用しづらい状況が見受けられる。
 - そのため、障害者が大学等への進学を検討するに当たり、必要な情報が得られない大学を修学先の選択肢から除外せざるを得ず、本人の学びたい分野ではなく、学べる保障のある大学等を選択したり、必要な情報が得られないことにより進学自体を断念せざるを得ないなど、その情報の獲得に苦慮している。
 - 各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、それに加え、入試における配慮の内容、大学構内のバリアフリーの状況、入学後の支援内容・支援体制（支援に関する窓口の設置状況、授業等における支援体制、教材の保障等）、受入れ実績（入学者数、在学者数、卒業・修了者数、就職者数等）をホームページ等に掲載するなど、情報アクセシビリティに配慮しつつ、広く情報を公開することが必要である。
また、利用者の利便性の面等から相談窓口の統一や障害学生支援担当部署を設置することが必要である。
 - 国は、より多くの大学等でこれらの取組が行われるよう促進すべきである。また、国のこうした促進策を踏まえ、大学の認証評価においても、各大学等における情報公開及び相談窓口の整備状況について考慮されることが望まれる。
- ② 拠点校及び大学間ネットワークの形成
 - 各大学等に在籍する障害のある学生数は様々であり、個々の大学の取組のみでは、支援のノウハウが不足している状況にある。
 - 大学等における障害のある学生の修学支援機能の充実を図るためには、ノウハウの不足している大学等に対し十分な情報提供を行うとともに、障害のある学生への修学支援に関する各大学等の新たな取組や研究を促進する動機付けを行うことが重要である。
 - そのため、国は、障害のある学生への修学支援に関する優れた取組を実施するとともに、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校（注）として整備し、その取組を重点的に支援していくことが重要である。
 - また、これら拠点校の取組や、拠点校及び各大学等の個別支援事例を一元的に集約・蓄積し、各大学等に還元することにより、障害のある学生の支援の底上げや教職員等に対する理解促進・

意識啓発を図ることが可能となる。

- これらの情報の集約・蓄積及び各大学等への還元にあたっては、拠点校間におけるネットワーク形成並びに自治体やNPO、民間団体、医療福祉機関、高校及び特別支援学校等と拠点校が連携した地域におけるネットワーク形成が重要である。
- また、拠点校による地域におけるネットワークの形成にあたっては、大学等からの相談だけでなく、大学等への進学を希望する障害のある生徒や保護者及びその担当教員等からの相談にも応じられる体制を構築することが望まれる。

(注) 本報告における「拠点校」は、地域において連携等の取組を行う拠点となる大学等をいい、機構が実施している「障害学生修学支援ネットワーク事業」の拠点校とは異なるものを指す。

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(1)-① 調査対象大学等における支援障害学生数等の推移



(注) 1 当局の調査結果による。

2 全学生数、障害学生数、支援障害学生数は、各年度 5 月 1 日現在の人数である。

図表 2-(1)-② 調査対象大学等別支援障害学生数等の推移

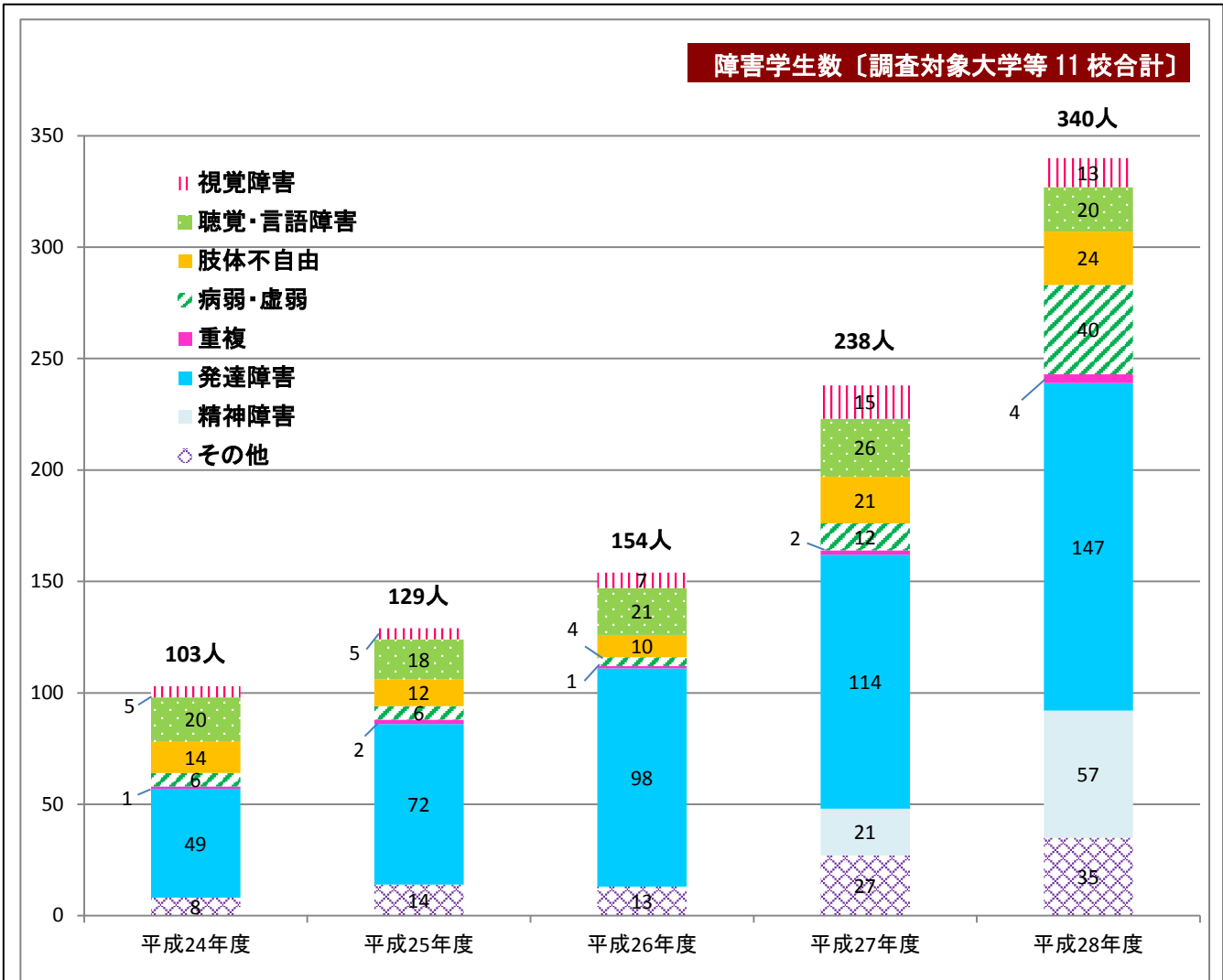
(単位：人)

区 分		平成 24年度	25	26	27	28
鳥取大学	A 全学生数	6,425	6,361	6,316	6,285	6,263
	B 障害学生数	14	20	15	26	57
	C 支援障害学生数	7	13	15	15	28
島根大学	A 全学生数	6,006	6,000	6,006	5,999	6,086
	B 障害学生数	6	8	21	24	27
	C 支援障害学生数	2	6	18	22	26
岡山大学	A 全学生数	13,453	13,223	13,145	13,221	13,128
	B 障害学生数	15	14	20	32	36
	C 支援障害学生数	10	9	19	17	21
広島大学	A 全学生数	15,261	15,202	15,216	15,311	15,310
	B 障害学生数	16	21	28	41	56
	C 支援障害学生数	16	21	24	35	54
山口大学	A 全学生数	10,519	10,446	10,366	10,314	10,269
	B 障害学生数	4	9	11	11	36
	C 支援障害学生数	3	3	8	8	28
米子高専	A 全学生数	1,072	1,067	1,063	1,067	1,090
	B 障害学生数	5	8	16	44	65
	C 支援障害学生数	0	2	4	12	14
松江高専	A 全学生数	1,115	1,097	1,078	1,072	1,090
	B 障害学生数	12	11	11	29	24
	C 支援障害学生数	5	2	1	7	6
津山高専	A 全学生数	929	926	920	908	906
	B 障害学生数	9	13	15	11	19
	C 支援障害学生数	3	2	1	2	3
呉高専	A 全学生数	895	891	866	874	897
	B 障害学生数	7	13	10	11	8
	C 支援障害学生数	7	13	10	11	8
徳山高専	A 全学生数	699	672	652	653	649
	B 障害学生数	3	2	0	0	0
	C 支援障害学生数	0	2	0	0	0
宇部高専	A 全学生数	1,110	1,115	1,087	1,084	1,101
	B 障害学生数	12	10	7	9	12
	C 支援障害学生数	2	10	7	9	9

(注) 1 当局の調査結果による。

2 全学生数、障害学生数、支援障害学生数は、各年度5月1日現在の人数である。

図表 2-(1)-③ 障害区分別障害学生数等の推移



(単位：人)

障害区分	平成 24 年度		25		26		27		28		
	障害学生	支援学生	障害学生	支援学生	障害学生	支援学生	障害学生	支援学生	障害学生	支援学生	
調査対象大学等 11校	視覚障害	5	3	5	5	7	6	15	9	13	8
	聴覚・言語障害	20	11	18	12	21	16	26	13	20	14
	肢体不自由	14	10	12	9	10	6	21	13	24	18
	病弱・虚弱	6	4	6	4	4	4	12	4	40	11
	重複	1	0	2	2	1	1	2	2	4	4
	発達障害	49	22	72	44	98	63	114	78	147	94
	精神障害	8	5	14	7	13	11	21	14	57	37
	27							5	35	11	
	計	103	55	129	83	154	107	238	138	340	197

図表 2-(1)-③ [続き] 障害区分別障害学生数等の推移

(単位：人)

障害区分		平成 24 年度		25		26		27		28	
		障害 学生	支援 学生	障害 学生	支援 学生	障害 学生	支援 学生	障害 学生	支援 学生	障害 学生	支援 学生
調査対象 5 大学	視覚障害	4	3	5	5	5	4	11	7	9	6
	聴覚・言語障害	12	9	13	8	18	14	19	11	19	13
	肢体不自由	13	10	11	8	9	5	18	11	21	15
	病弱・虚弱	4	3	5	3	4	4	2	2	17	6
	重複	1	0	2	2	1	1	2	2	4	4
	発達障害	16	8	23	20	46	46	58	51	83	74
	精神障害	5	5	13	6	12	10	15	9	46	32
	その他の障害							9	4	13	7
	計	55	38	72	52	95	84	134	97	212	157
調査対象 6 高専	視覚障害	1	0	0	0	2	2	4	2	4	2
	聴覚・言語障害	8	2	5	4	3	2	7	2	1	1
	肢体不自由	1	0	1	1	1	1	3	2	3	3
	病弱・虚弱	2	1	1	1	0	0	10	2	23	5
	重複	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	発達障害	33	14	49	24	52	17	56	27	64	20
	精神障害	3	0	1	1	1	1	6	5	11	5
	その他の障害							18	1	22	4
	計	48	17	57	31	59	23	104	41	128	40

(注) 1 当局の調査結果による。

2 表中の障害区分は、(独) 学生支援機構の「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」による区分に従った。

〔視覚障害〕 盲、弱視

〔聴覚・言語障害〕 聾(ろう)、難聴、言語障害

〔肢体不自由〕 上肢機能障害、下肢機能障害、上下肢機能障害等

〔病弱・虚弱〕 心臓機能障害・じん臓機能障害など内部障害等、てんかん・アトピー性皮膚炎・植物アレルギー等他の慢性疾患

〔重複〕 視覚障害と聴覚・言語障害等2つの身体障害の重複、視覚障害と聴覚・言語障害と肢体不自由等3つ以上の身体障害の重複

〔発達障害〕 SLD (限局性学習症/障害)、ADHD (注意欠陥・多動症/障害)、ASD (自閉スペクトラム症/障害)、発達障害の重複で医師の診断書のある者

〔精神障害〕 統合失調症等、気分障害、神経症性障害等、摂食障害・睡眠障害等、他の精神障害

*平成26年度までは〔その他の障害〕に含まれて区分されていた。

〔その他の障害〕 上記に該当しない障害があり医師の診断書のある者

3 表中の「支援学生」は、支援障害学生である。

図表 2-(2)-ア 障害学生の受入方針の策定状況

学校名	受入方針に係る規定等
鳥取大学	鳥取大学における障がいのある学生支援に関するポリシー（平成 28 年 1 月）
島根大学	島根大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針（平成 28 年 6 月）
岡山大学	（明文化した規定は策定していないが、出願前に事前相談を受け付け、個々の障害に応じて可能な範囲で対応しており、障害を理由に受入れを拒否することはない。）
広島大学	広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則（平成 16 年 4 月）
山口大学	国立大学法人山口大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則（平成 28 年 3 月）、国立大学法人山口大学における障害のある学生の修学支援に関する基本方針（平成 28 年 3 月）ほか
調査対象 6 高専	独立行政法人国立高等専門学校機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成 28 年 3 月 24 日制定）及び別紙留意事項

(注) 1 当局の調査結果による。

2 策定されている方針については、いずれも大学等のホームページにおいて公開されている。

図表 2-(2)-イ-① 入学試験における事前相談、配慮の状況（平成 28 年度）

(単位：件)

学校名		事前相談件数	配慮件数
大 学	鳥取大学	11	9
	島根大学	11	7
	岡山大学	22	13
	広島大学	14	6
	山口大学	16	9
高 専	米子高専	0	0
	松江高専	1	1
	津山高専	0	0
	呉高専	0	0
	徳山高専	0	0
	宇部高専	2	2

(注) 1 当局の調査結果による。

2 事前相談を行ったが、様々な事情から学生が入学試験を受けないケースがあるため、事前相談件数と配慮件数は一致しない場合がある。

図表 2-(2)-イ-② 入学試験における配慮例

学校名	配慮の概要
島根大学	<p>島根大学は、平成 28 年度入学試験において、受験上の配慮を行っている。主な実施内容は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者用トイレに近い試験室での受験 ○ 別室受験 ○ 試験会場への水分と菓の持込みと飲用の許可 ○ 試験室の下見 ○ 伝達事項の文書による伝達 ○ 支援機器として定規の利用 ○ 面接試験において、お辞儀ができず直立姿勢の状態でも右足のかかどが完全に床につかないことを試験関係者に周知・徹底
広島大学	<p>広島大学アクセシビリティセンターは、受験生向けに作成した「障害のある高校生のための大学進学ガイド〈第 6 版〉」において、次のとおり、受験上の配慮例を紹介している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 試験時間の延長 ○ 問題用紙の調整（拡大・点訳など） ○ 解答方法の調整（拡大・パソコン解答など） ○ 支援機器の利用（拡大読書器・補聴器など） ○ 座席配慮（場所・机・椅子など） ○ 伝達事項の筆記・文書化 ○ 別室受験
松江高専	<p>松江高専は、平成 28 年度入学試験において、次のとおり受験上の配慮を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 難聴の受験者に対し、伝達事項が聞きやすいよう、座席を最前列中央付近に配置

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-イ-③ 入学試験において配慮可能としている学校数（配慮事項別）

調査対象大学・高専別 受験上の配慮事項	大学 (5校)	高専 (6校)	合計 (11校)
点字問題を点字で解答	2校		2校
拡大文字問題の準備	4校	2校	6校
拡大解答用紙の準備	4校	2校	6校
音声で出題し音声で解答	2校		2校
マークシートに替えて文字で解答	2校		2校
チェック解答	2校		2校
試験時間の延長	5校	4校	9校
照明器具の準備	5校	2校	7校
特製機の使用	5校	3校	8校
拡大鏡等の持参使用	5校	5校	10校
補聴器の持参使用	5校	5校	10校
車椅子等の持参使用	5校	6校	11校
松葉杖の持参使用	5校	6校	11校
パソコン等の持参使用	3校		3校
手話通訳者の付与	2校		2校
文書による伝達	5校	2校	7校
窓側の明るい席の指定	5校	4校	9校
トイレに近接する試験室に指定	5校	5校	10校
別室を設定	5校	6校	11校
試験室を1階に設定	5校	5校	10校
介助者の付与	4校	1校	5校
試験場への車での入構許可	5校	5校	10校

(注) 1 当局の調査結果による。

2 表中、裸書きの校数は左欄の配慮が実施可能としている大学等の数である。

図表 2-(2)-ウ-① 入学後の支援例

学校名	支 援 の 概 要
島根大学	<p>島根大学障がい学生支援室は、「障がい学生支援だより」において、次のとおり、支援例を紹介している。</p> <p>〈視覚障害のある学生の支援例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 黒板が見えづらいので、あとで拡大して見ることができるよう板書を撮影 ○ 授業で使われるパワーポイントのデータを印刷したものを提供 <p>〈聴覚障害のある学生の支援例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 授業の内容を把握しやすいよう、詳しいレジュメ資料を提供 ○ 先生の口元が見えやすいようにする、及び複数の人と話し合う際に発言を把握しやすいようにするよう座席配置を配慮 ○ 先生の声が直接補聴器に届くよう、大学から学生に FM 補聴システムを貸出し <p>〈発達障害のある学生の支援例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 聞いたことをうっかり忘れてたり、長い話や抽象的な言い回しを理解することが難しいので、文書やメモなど、目で見てわかるものを添えるよう配慮したり、できるだけ具体的に話すよう配慮 ○ グループ学習が苦手なで困っているの、先生はメンバーの構成や配置に配慮するとか、グループの様子に細かく気を配るなどの配慮 ○ わからないことや困っていることがあっても先生に相談することが苦手なので、先生は、こまめに声をかけるなど相談しやすいように配慮 <p>〈肢体不自由の障害のある学生の支援例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教室が遠すぎて 15 分の休憩時間の移動は難しいので、授業を行う教室の変更や調整を実施
岡山大学	<p>岡山大学は、「国立大学法人岡山大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応規則」（平成 28 年 3 月 29 日岡大規則第 12 号）により、次のとおり、支援例を示している。</p> <p>（物理的環境）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと <p>（意思疎通）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと <p>（ルール・慣行の柔軟な変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期試験において、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-ウ-② 障害の種別・支援措置別の障害学生支援措置実施校数（平成 28 年度）

障害の種別		身体障害等			発達障害等			
		大学 (5校)	高専 (6校)	計 (11校)	大学 (5校)	高専 (6校)	計 (11校)	
調査対象大学・高専別		障害学生に対する支援措置						
授業支援	教材の拡大	3校	1校	4校				
	ガイドヘルプ	1校		1校				
	リーディングサービス	1校		1校				
	ノートテイク	3校		3校				
	パソコンテイク	2校		2校				
	ビデオ教材字幕付け・文字起こし	1校		1校				
	チューター又はティーチング・アシスタントの活用	1校		1校	1校		1校	
	試験時間延長・別室受験	3校		3校	1校	2校	3校	
	解答方法配慮	4校	1校	5校				
	パソコンの持込使用許可		1校	1校				
	注意事項等文書伝達	3校		3校	3校		3校	
	使用教室配慮	2校	1校	3校	1校		1校	
	実技・実習配慮	3校	1校	4校	1校	1校	2校	
	教室内座席配慮	3校	3校	6校	4校	3校	7校	
	FM補聴器/マイク使用	1校		1校				
	専用机・イス・スペース確保	2校		2校				
	講義に関する配慮(録音許可、板書撮影許可等)	5校	2校	7校	1校			
	配慮依頼文書の配付	5校		5校	5校	2校	7校	
	出席に関する配慮(遅刻、欠席、途中退室等)	4校	1校	5校	5校	2校	7校	
	学習指導(補習、補講、レポート作成、定期試験学習等)				4校	2校	6校	
授業内容の代替、提出期限延長等	1校	1校	2校	1校	1校	2校		
履修支援(履修登録補助、優先的な登録等)	2校		2校	3校		3校		
学外実習・フィールドワーク配慮	1校	1校	2校	2校		2校		
授業以外の支援	学生生活支援	居場所の確保(占有スペース、仲間づくり等)		1校	1校	2校	3校	5校
		通学支援(自動車通学許可、専用駐車場等)		1校	1校			
		個別支援情報の収集(出身校との連携等)		1校	1校	1校	2校	3校
		情報取得支援(行事案内、休講情報等)	1校		1校	1校		1校
	社会的スキル指導	自己管理指導(スケジュール管理等)	2校		2校	5校	2校	7校
		対人関係配慮(対人スキル、トラブル対応等)	1校		1校	3校	3校	6校
		日常生活支援(食事、入浴、睡眠等)				1校	1校	2校
	保健管理・生活支援	専門家によるカウンセリング	2校		2校	5校	3校	8校
		医療機関との連携	1校	1校	2校	3校	2校	5校
		医療機器、薬剤の保管等		1校	1校		1校	1校
		休憩室・治療室の確保等	1校	1校	2校	1校	1校	2校
		生活介助(体位変換、食事、トイレ等)			1校	1校		
		介助者の入構、入室許可			1校			
	進路・就職指導	キャリア教育(障害理解、職業適性の把握等)	1校	1校	2校	3校	2校	5校
		障害学生向け求人情報の提供	1校	2校	3校	1校	2校	3校
		就職支援情報の提供、支援機関の紹介		1校	1校	4校	2校	6校
インターンシップ先の開拓			1校	1校	1校	1校	2校	
就職先の開拓、就職活動支援			1校	1校	2校	2校	4校	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 表中の裸書きの校数は、平成28年度において、左欄の支援措置を実施している大学等の数である。

3 「身体障害等」は、視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、病弱・虚弱、各種障害の重複を指す。

「発達障害等」は、発達障害、精神障害、その他の障害を指す。

図表 2-(2)-ウ-③ 支援の取組事項数（平成 28 年度）

学 校 名	修学支援の取組事項数	内 訳		
		授業支援	授業以外の支援	
大 学	鳥取大学	21	13	8
	島根大学	20	11	9
	岡山大学	22	14	8
	広島大学	32	20	12
	山口大学	26	21	5
高 専	米子高専	11	5	6
	松江高専	14	8	6
	津山高専	13	4	9
	呉高専	1	0	1
	徳山高専	-	-	-
	宇部高専	18	6	12

(注) 1 当局の調査結果による。

2 表中の取組事項数は、(独)学生支援機構の「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」による区分に従った。

【授業支援】

1 点訳・墨訳、2 教材のテキストデータ化、3 教材の拡大、4 ガイドヘルプ、5 リーディングサービス、6 手話通訳（触手話を含む。）、7 ノートテイク、8 パソコンテイク、9 ビデオ教材字幕付け・文字起こし、10 チューター又はティーチング・アシスタントの活用、11 試験時間延長・別室受験、12 解答方法配慮、13 パソコンの持込使用許可、14 注意事項等文書伝達、15 使用教室配慮、16 実技・実習配慮、17 教室内座席配慮、18 FM補聴器／マイク使用、19 専用机・イス・スペース確保、20 読み上げソフト・音声認識ソフト使用、21 講義に関する配慮（録音許可、板書撮影許可等）、22 配慮依頼文書の配付、23 出席に関する配慮（遅刻、欠席、途中退室等）、24 学習指導（補習、補講、レポート作成、定期試験学習等）、25 授業内容の代替、提出期限延長等、26 履修支援（履修登録補助、優先的な登録等）、27 学外実習・フィールドワーク配慮、28 その他の授業支援

【授業以外の支援】

1 居場所の確保（占有スペース、仲間づくり等）、2 通学支援（自動車通学許可、専用駐車場等）、3 個別支援情報の収集（出身校との連携）、4 情報取得支援（行事案内、休講情報等）、5 自己管理指導（スケジュール管理等）、6 対人関係配慮（対人スキル、トラブル対応等）、7 日常生活支援（食事、入浴、睡眠等）、8 専門家によるカウンセリング、9 医療機関との連携、10 医療機器、薬剤の保管等、11 休憩室・治療室の確保等、12 生活介助（体位変換、食事、トイレ等）、13 介助者の入構、入室許可、14 キャリア教育（障害理解、職業適性の把握等）、15 障害学生向け求人情報の提供、16 就職支援情報の提供、支援機関の紹介、17 インターンシップ先の開拓、18 就職先の開拓、就職活動支援、19 その他の授業以外の支援

3 平成 28 年度において、徳山高専には障害学生が在籍していない。

図表 2-(2)-ウ-④ 入学後の特色のある支援例

学校名	支 援 の 概 要
鳥取大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肢体不自由及び発達障害の学生に対して、実技・実習配慮としてサポーターを配置 ○ 学生支援センターを自習場所として開放。また、昼食場所として提供
島根大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害学生が授業に出席できない場合、介助者を配置して介助者がビデオ撮影を行い、障がい学生支援室で視聴学習できるよう支援 ○ 障がい学生支援室を自習場所として提供
岡山大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 聴覚障害学生に対する危険を伴う機械を使用する実習について、特別に、同じ実習授業に2回出席してもらい、1回目の実習では見学者の立場で参加して慣れてもらって2回目で本番の実習に臨めるよう手配するとともに、より高い専門性及び安全性を確保するため、ノートテイクと共に関心・アシスタント (TA) を配置
広島大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ UE -Net の取組として広島大学は山口大学と連携し、広島大学の授業を広島大学のアクセシビリティセンターと山口大学の教室にインターネットを介して配信し、遠隔要約筆記システムを活用して、障害学生を支援する学生のトレーニングのために広島大学と山口大学の双方の障害学生を支援する学生が要約筆記を行う実験を行った。
山口大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学ではアクティブ・ラーニングの機会が増えているが、発達障害学生の中には話すことが苦手で、一人では授業に付いていけない場合がある。このため、ディスカッションに参加させる仲介役として学生コミュニケーションサポーターを配置
松江高専	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上肢下肢に障害のある学生（車いす使用）について、個別支援ワーキンググループのもとで校内生活全般にわたる支援計画を策定、介助・サポート要員として支援員を雇用・配置して支援を実施 [支援内容] (授業支援) 授業・試験時の解答方法配慮、パソコン持込使用許可、移動可能な教室配慮、実技・実習配慮（見学、レポート作成をもって履修とする等）、教室内座席配慮、講義に関する配慮（板書撮影許可等）、学外実習・フィールドワーク配慮（付添支援等）等 (その他学内生活支援) 居場所の確保（占有スペース等）、生活介助（支援員配置による体位変換、食事、トイレ、学内移動等）、介助者の入校・入室許可、障害学生向け求人情報提供等
宇部高専	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学期試験に際し、発達障害が原因で集中した状態を長時間にわたって継続することが困難なため、その持ちうる能力を発揮できないので、別室受験とし、試験を小問題ごとに分割してそれぞれ試験を行うことでハンディを解消

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-エ-① 検討会報告における施設のバリアフリー化に関する事項〈抜粋〉

5 大学等における合理的配慮

(6) 施設・設備

(学内環境のバリアフリー化)

- ・ 障害のある学生が安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、障害の状態・特性等に応じた環境にするために、スロープや手すり、トイレ、出入口、エレベーター、案内・サイン設置等について施設の整備を計画する際に配慮する。また、既存の大学等施設のバリアフリー化についても、障害のある学生の在籍状況等を踏まえ、大学等施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的にバリアフリー化を推進できるように配慮する。なお、施設・設備を新設する場合には、障害のある学生の在籍状況にかかわらず、ユニバーサル・デザインの観点を重視することが望まれる。

(バリアフリーの状況の情報提供)

- ・ 障害者が大学等施設のバリアフリーの状況を把握しやすいよう、バリアフリーマップを作成し提供するなど、情報提供を行う。

(障害の状態・特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮)


- ・ 個々の学生が障害の状態・特性等に応じ、図書館やコンピュータ室、実験・実習室、運動・体育施設、学生寮等の共同利用施設・設備について、他の学生と同様に利用できるよう、必要に応じて様々な教育機器・支援技術等の導入、人的支援体制の整備や利用方法の指導、施設の整備、配慮の提供を行う。

また、個々の学生の障害の状態・特性等に応じ、その持てる能力を最大限活用して自主的、自発的に学習や生活ができるよう、各教室等の施設・設備について、分かりやすさなどに配慮するとともに、日照、室温、音の影響等に配慮する。


(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(2)-エ-② 大学のキャンパスマスタープラン等の例〈鳥取大学キャンパスマスタープラン 2016 抜粋〉

キャンパス計画

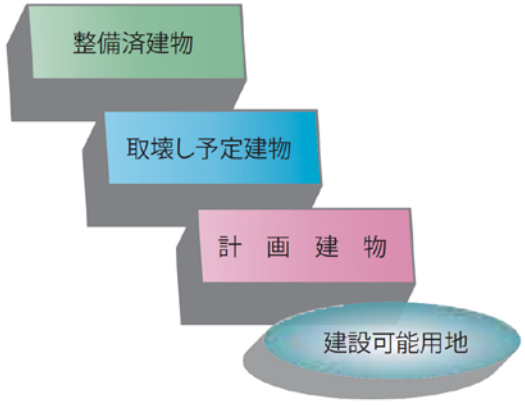


2.1 鳥取キャンパス



本項では、竣工後25年を経過し且つ施設整備が急がれる建物及び利用者の利便性向上に向け機能強化を行う建物について図示すると共に構内の有効活用を目的とした建物の集約化及び減築等の検討を行うことを目的とする。

2.1.3 施設整備計画



「国際・地域社会への貢献及び地域との融合」


















「地球規模及び社会的課題の解決に向けた先端的研究の推進」

「社会の中核となり得る教養豊かな人材の育成」

地域と融合し、教養豊かな人材の育成

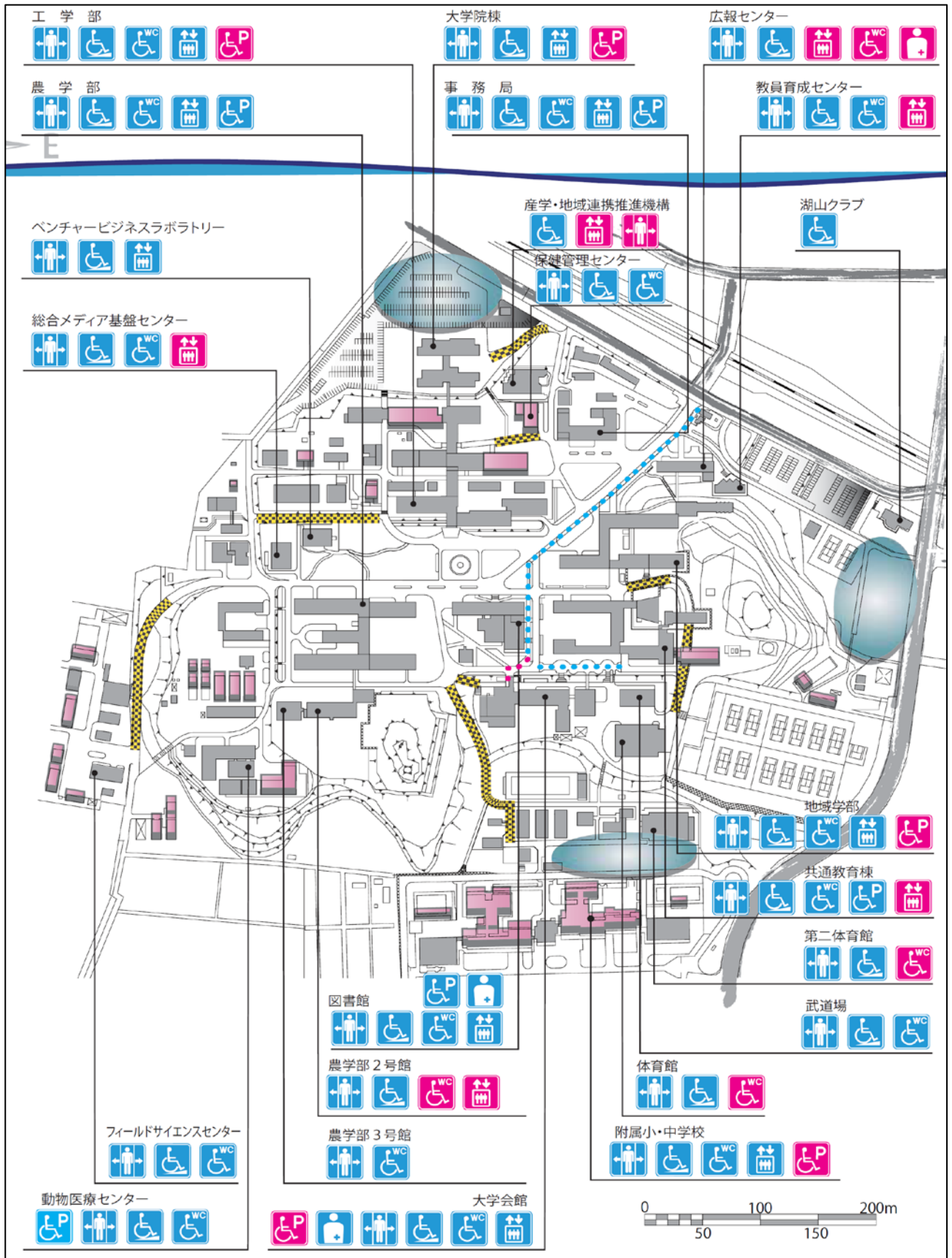
という3つの目標を掲げる鳥取キャンパスの施設整備計画を行う。
 老朽施設の耐震化に向けた整備は完了しており、地域社会と共生し、施設の長寿命化へ向けた施設整備を計画する。

2.1.4 ユニバーサルデザイン計画

									既設
傾斜の急な坂道	視覚障害者誘導ブロック	自動ドア(引戸)	スロープ	多目的トイレ	エレベーター	車いす用駐車場	オストメイト	音声誘導	
									計画

「ユニバーサルデザイン」それは、やさしいデザイン。施設を利用する全ての人にやさしく・分かりやすい。そして公平であり、柔軟に対応できる施設を整備するための計画である。

図表 2-(2)-エ-② [続き] 大学のキャンパスマスタープラン等の例〈鳥取大学キャンパスマスタープラン 2016 抜粋〉



図表 2-(2)-エ-③ 高専のキャンパスマスタープラン等の例〈松江高専の平成 26 年度見直し版キャンパスマスタープラン抜粋〉

<p>(1) 施設整備の基本方針</p> <p>3) 施設整備の目標</p> <p>教育環境改善計画に基づき現状を見直し、将来を見越した教育研究に対応できる環境整備を行うこととし各施設毎に以下の整備目標を設定している。</p> <p>(教育施設)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 教室及び卒業研究室等の狭隘解消、女子学生及び留学生対応、コミュニケーションスペースの確保、共同利用スペースの充実・ 老朽に伴う改修・ <u>身障者対策</u> <p>(図書館・情報センター)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 情報化対応に伴い図書館と情報センターとの一体整備・ <u>地域開放に伴う身障者対策</u> <p>(福利厚生施設)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 課外活動施設の充実・ <u>身障者対策</u> <p>(4) 説明資料</p> <p>③ 施設整備の問題点と課題</p> <p>b. 機能関連上の問題点</p> <ul style="list-style-type: none">・ 図書館と情報センターの管理が別々のため効率的な運営ができない。・ <u>保健室が福利施設にあるため、学生の移動しやすい場所に設置する必要がある。</u>・ CO2 排出量削減に向けた取り組みが必要。
--

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(2)-エ-④ 計画的に整備されたバリアフリー施設の例

- 〔鳥取大学〕 ○鳥取キャンパス情報メディア基盤センター多目的トイレ・スロープ
 〈整備費：約 540 万円〉
 ○鳥取キャンパス学生会館自動ドア
 〈約 400 万円〉
 ○米子キャンパス学生会館エレベーター
 〈約 3,000 万円〉
 ほか



- 〔島根大学〕 ○出雲キャンパスエレベーター改修（6人用を身体障害者対応 11人用へ改修）
 〈約 1,530 万円〉 ほか

- 〔岡山大学〕 ○津島キャンパス農学部 4 号館スロープ 〈約 140 万円〉、トイレ改修 〈約 92 万円〉
 ○津島キャンパス講義棟エレベーター
 〈約 1,346 万円〉、多目的トイレ
 〈約 244 万円〉
 ほか



- 〔広島大学〕 ○東広島キャンパス学生プラザ片開き扉の引き戸への取替え 〈約 150 万円〉、同キャンパス工学部実験研究棟屋外デッキスロープ 〈約 300 万円〉 ほか

- 〔山口大学〕 ○吉田キャンパス国際総合科学部本館エレベーター 〈約 3,240 万円〉、同キャンパス連合獣医学研究棟多目的トイレ 〈約 160 万円〉、小串キャンパス福利施設スロープ、エレベーター 〈約 2,950 万円〉 ほか

- 〔米子高専〕 ○図書館改修に際してエレベーターを設置
 〔松江高専〕 ○福利施設学生相談室の扉を引き戸に変更 ほか
 〔津山高専〕 ○図書館・総合情報センター改修に際してエレベーターを設置 〈約 2,000 万円〉
 〔呉高専〕 ○第 2 体育館にスロープ及びトイレ（男・女・身障者用）を設置 〈約 3,000 万円〉
 〔徳山高専〕 ○専門科目棟全面改修に際して、教室等のドアをスライド式に変更 ほか
 〔宇部高専〕 ○スロープ、自動ドア、多目的トイレ等を 4 棟で整備 〈約 1,600 万円〉 ほか



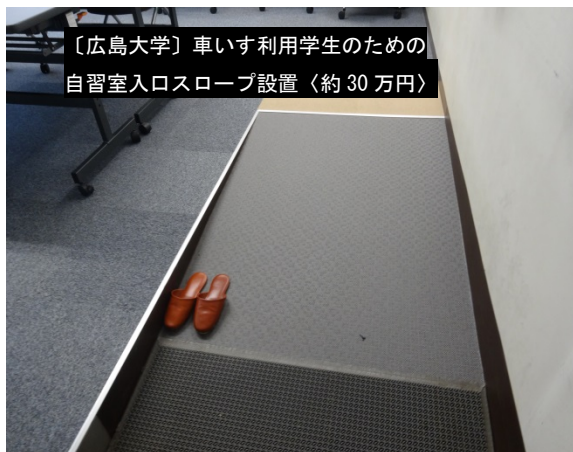
(注) 1 当局の調査結果による。

2 平成 24 年度以降に整備されたものを中心として記載した。

図表 2-(2)-エ-⑤ 障害のある学生の在籍（要望）等を契機に個別に整備した例



図表 2-(2)-エ-⑤ [続き] 障害のある学生の在籍（要望）等を契機に個別に整備した例



〔広島大学〕車いす利用学生のための
自習室入口スロープ設置（約 30 万円）

〔広島大学〕上記及び左記のほか、東広島キャンパス中央図書館において7箇所の身障者対応洋便器増設（約 340 万円）等を実施。



〔米子高専〕講義室に
車いす利用学生向けの机を設置



〔松江高専〕車いす利用学生のため
体育館入口にスロープ設置（約 70 万円）



〔津山高専〕車いす利用学生の在籍を契機に
エレベーターを 2 基整備（約 6,000 万円）

〔米子高専〕上記のほか、講義棟などへのエレベーター設置、講義棟や図書館等へのスロープ設置

〔松江高専〕上記のほか、多目的便所改修（固定式手すりのはね上げ式への変更）（約 18 万円）、福利施設屋外階段手すり設置（約 8 万円）、正門その他路面表示更新（約 26 万円）を実施

(注) 1 当局の調査結果による。

2 平成 24 年度以降に整備されたものを中心として記載した。

3 記載している大学等以外については、身体障害のある学生の在籍がない等により、近年、個別的に整備した例がない状況のため、記載を省略している。

図表 2-(2)-エ-⑥ 身体障害のある学生に対する施設のバリアフリー化以外の個別的配慮

学校名	配慮の概要
岡山大学	<p>肢体不自由学生の全履修科目の教室を確認し、その中に段差等のバリアがある教室がある場合には、速やかにバリアの無い教室に変更。また、移動距離が短くなるよう、当該学生の履修科目の教室をできるだけ同じ棟で同じ階の教室に配置し、それが困難な場合には別の階であっても極力同じ棟の教室に配置</p>
広島大学	<p>下肢障害・低体力の学生のための特別駐輪スペースを設置し、特別駐輪許可証を発行車いす利用学生の雨天時の学内移動のためや、視覚に障害がある学生のために学生スタッフをガイドヘルパーとして手配</p>
米子高専	<p>女子トイレが設置されている階の関係から、階層移動を避けるため、障害のある学生の使用する教室の配置を配慮</p>
松江高専	<p>上肢・下肢ともに不自由な学生の在籍を契機として、同学生をサポートする介護職員を配置。当該学生のクラスルームを控室に近い場所に移動させるとともに、それが困難な場合はエレベーターに近い場所に設定。そのほか、事務フロア等で段差がある場合は、スロープを用意</p>

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-エ-⑦ バリアフリーマップの例〈岡山大学のものの抜粋〉



図表 2-(2)-エ-⑧ バリアフリーマップの例〈呉高専のもの抜粋〉



図表 2-(3)-ア-① 相談窓口（調査対象 5 大学）

学校名	相談窓口
鳥取大学	①大学教育支援機構（学生支援センター学生相談室）、②所属学部・研究科の教務担当係及び学生相談員、③保健管理センター、④学生部生活支援課
島根大学	①総務部総務課、②教育・学生支援機構障がい学生支援室、③教育・学生支援機構保健管理センター松江及び出雲、④所属学部及び所属研究科
岡山大学	①当該障がい者が在籍する部局の担当部署、②障がい学生支援室、③保健管理センター、④学生相談室
広島大学	①東広島地区運営支援部の各支援室、②霞地区運営支援部の各グループ、③アクセシビリティセンター、④保健管理センター、⑤ハラスメント相談室
山口大学	①学生特別支援室、②学生相談所、③保健管理センター、④所属学部及び所属研究科

（注） 各大学の国等職員対応要領による。

図表 2-(3)-ア-② 相談窓口（調査対象 6 高専）

学校名	相談窓口
米子高専	特別支援教育室
松江高専	学生課学生支援係
津山高専	学生課学生生活係
呉高専	学生課長
徳山高専	学生課学生係
宇部高専	担任、学生相談室、保健室、キャリア支援室、学生課

（注） 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に規定する相談窓口について」（（独）国立高専機構）による。

図表 2-(3)-ア-③ 障害学生支援のための主な担当部署（調査対象 5 大学）

学校名	主な担当部署	設置年月	備考
鳥取大学	学生支援センター（学生相談部門）	—	○専門部署以外 ○専任教職員あり
島根大学	障がい学生支援室	平成 28 年 4 月	○専門部署 ○専任教職員あり
岡山大学	障がい学生支援室	21 年 4 月	○専門部署 ○専任教職員あり
広島大学	アクセシビリティセンター	20 年 4 月	○専門部署 ○専任教職員あり
山口大学	学生特別支援室	27 年 6 月	○専門部署 ○専任教職員あり

（注） 1 当局の調査結果による。

2 「設置年月」欄には、障害学生支援業務を専門に行う部署についてのみ記載した。

3 「備考」欄中、「専門部署」とは、障害学生支援業務を専門に行う部署であることを、また、「専任教職員あり」とは、当該部署に障害学生支援業務を専任で行う教職員が配置されていることを表す。

図表 2-(3)-ア-④ 障害学生支援のための主な委員会等（調査対象 5 大学）

学校名	主な委員会等	設置年月	備考
鳥取大学	学生生活支援委員会	—	専門委員会等以外
島根大学	障がい学生修学支援委員会	平成 25 年 11 月	専門委員会等
岡山大学	障がい学生支援専門委員会	21 年 4 月	専門委員会等
広島大学	アクセシビリティ会議	9 年 4 月	専門委員会等
山口大学	障害学生修学支援委員会	20 年 9 月	専門委員会等

（注） 1 当局の調査結果による。

2 「設置年月」欄には、障害学生支援について協議、検討等を専門に行う委員会等についてのみ記載した。

3 「備考」欄中、「専門委員会等」とは、障害学生支援について協議、検討等を専門に行う委員会等であることを表す。

図表 2-(3)-ア-⑤ 障害学生支援のための主な担当部署（調査対象 6 高専）

学校名	主な担当部署	設置年月	備考
米子高専	特別支援教育室	平成 20 年 4 月	○専門部署 ○専任教職員なし
松江高専	学生相談室	—	○専門部署以外 ○専任教職員なし
津山高専	総合支援センター	17 年 4 月	○専門部署 ○専任教職員なし
呉高専	学生課学生係	—	○専門部署以外 ○専任教職員なし
徳山高専	学生相談室	—	○専門部署以外 ○専任教職員なし
宇部高専	学生課学生係	—	○専門部署以外 ○専任教職員なし

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「設置年月」欄には、障害学生支援業務を専門に行う部署についてのみ記載した。

3 「備考」欄中、「専門部署」とは、障害学生支援業務を専門に行う部署であることを、また、「専任教職員なし」とは、当該部署に障害学生支援業務を専任で行う教職員が配置されていないことを表す。

図表 2-(3)-ア-⑥ 障害学生支援のための主な委員会等（調査対象 6 高専）

学校名	主な委員会等	設置年月	備考
米子高専	教務委員会	—	専門委員会等以外
松江高専	個別支援委員会	平成 23 年 4 月	専門委員会等
津山高専	総合支援センター会議	17 年 4 月	専門委員会等
呉高専	教務委員会	—	専門委員会等以外
徳山高専	学生支援委員会	25 年 10 月	専門委員会等
宇部高専	障害学生修学支援委員会	28 年 4 月	専門委員会等

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「設置年月」欄中、障害学生支援について協議、検討等を専門に行う委員会等についてのみ記載した。

3 「備考」欄中、「専門委員会等」とは、障害学生支援について協議、検討等を専門に行う委員会等であることを表す。

図表 2-(3)-ア-⑦ 障害学生を支援する学生の登録状況等（調査対象 5 大学）

表 1 障害学生を支援する学生の登録状況（平成 27、28 年度）

学校名	支援種別（注 1）	主な支援内容	登録人数（人）	
			27 年度	28
鳥取大学	居場所づくり	ランチタイム、ピアサポーターカフェ開室	7	12
	ティーチングアシスト	学習サポート	5	1
島根大学	ノートテイク	聴覚障害学生の授業におけるノートテイク	35	53
	試験監督補助	定期試験における試験監督補助	6	7
岡山大学	ノートテイク	障害学生が履修する講義等のパソコンテイク	155	125
	イベント補佐	障害学生支援関連イベントの補佐		
	コミュニケーション補助	コミュニケーションが苦手な学生を対象としたグループ活動における補助	3	-
広島大学	ノートテイク	筆記が困難な学生のための講義ノート代筆	36	48
	パソコンノートテイク	パソコン連携入力による筆記通訳		
	ガイドヘルプ	大学構内の移動補助		
	学内調査等	オープンキャンパス学内調査等		
	実験補助	実験の補助（28 年度のみ）	3	2
	学生チューター	筆記通訳者手配の補助、履修・学生生活の助言		
山口大学	ガイドヘルプ	オープンキャンパス時の案内等	-	3
	学生ピアサポーター	学生生活における困りごとの相談対応	-	2
	授業コミュニケーションサポート	授業中におけるコミュニケーション支援	-	2
	要約筆記（ノートテイク）	卒業式でのパソコンを利用した要約筆記	-	4

（注） 1 「支援種別」の名称は、各大学の整理による。

2 「-」は該当する学生がいないことを表す。また、山口大学では、28 年度から登録を始めている。

表 2 障害学生を支援する学生の登録制度の例（広島大学）

	実習生	登録・サポーター	アクセシビリティ・インターン	アクセシビリティ・チューター	ティーチング・アシスタント（TA）/ スチューデント・アシスタント（SA）
登録の資格等	教養教育科目「障害学生支援ボランティア実習 A、B（各 1 単位）」を履修している学生	実習経験者又は 2 級 AL（アクセシビリティリーダー）資格取得を要件としてアクセシビリティセンターに登録	1 級 AL 資格取得を要件として、アクセシビリティセンターでインターンを採用	部局又はアクセシビリティセンターの推薦を要件として、障害のある学生の相談役として採用	必要に応じて、実習や演習の授業に配置
支援する内容	ノートテイク（筆記通訳又はノートの代筆）や実習介助等の「授業中の支援」、点訳や字幕作成等の「教材支援」、対面朗読や図書館補助等の「学習補助」などを実施。これらの支援活動に対し、単位認定や資格取得等の機会を設け、支援者育成と教育を併せて実施していることが特色。				

（注） 図表 2-(3)-イ-⑤参照。

（注） 当局の調査結果による。

図表 2-(3)-ア-⑧ アクセシビリティリーダー育成協議会

<p>1 目的</p> <p>アクセシビリティリーダー育成協議会は、障害の有無や身体特性、年齢や言語・文化の違いに関わらず、情報やサービス、製品や環境の利便性を誰もが享受できる豊かな社会を創出する知識・技術・経験とコーディネート能力を持った人材（以下「アクセシビリティリーダー」という。）の育成を推進することを目的とする。</p> <p>2 主な事業</p> <p>(1) アクセシビリティリーダーの教育課程に関すること。 (2) アクセシビリティリーダーの認定に関すること。 (3) アクセシビリティリーダーキャンプ（ALC）の実施に関すること。 (4) アクセシビリティリーダーの人材活用に関すること。 (5) アクセシビリティリーダー育成のための広報活動に関すること。</p> <p>3 会員</p> <p>協議会の会員は、協議会の目的に賛同する大学等（高等教育機関、非営利団体、民間企業及び行政機関）とする。</p> <p>4 事務局</p> <p>広島大学教育室アクセシビリティセンター内</p>

(注) 「アクセシビリティリーダー育成協議会規約」による。

図表 2-(3)-ア-⑨ アクセシビリティリーダーの認定

<p>1 2級アクセシビリティリーダー取得に必要な教育課程</p> <p>(1) ステップ1「意識を育む教育課程」：協議会が認める「オンライン・アクセシビリティ講座（導入編）」 (2) ステップ2「知識を育む教育課程」：協議会が認める「オンライン・アクセシビリティ講座（基礎編）」 またはこれに相当する内容の授業</p> <p>2 1級アクセシビリティリーダー取得に必要な教育課程</p> <p>(1) ステップ1「2級の教育課程に定めるステップ1「意識を育む教育課程」」 (2) ステップ2「2級の教育課程に定めるステップ2「知識を育む教育課程」」 (3) ステップ3「経験を育む教育課程」：30時間以上のアクセシビリティ支援活動 (4) ステップ4「技術を育む教育課程」：アクセシビリティに関するコーディネート能力を育成する内容で、かつステップ1、ステップ2で学んだ知識、ステップ3で修得した経験に立脚する内容の演習</p> <p>3 アクセシビリティ教育課程の認定</p> <p>各ステップの教育課程は、アクセシビリティリーダー認定試験・教育課程ワーキンググループで認定基準を満たしていることを確認し、アクセシビリティリーダー育成協議会が認定する。</p>
--

(注) 「アクセシビリティリーダー教育課程の認定に関する要領」(平成22年12月20日アクセシビリティ育成協議会)による。

図表 2-(3)-ア-⑩ 障害学生を支援する学生の登録制度（平成 27、28 年度）（調査対象 6 高専）

学校名	支援種別	主な支援内容	登録人数（人）	
			27 年度	28
徳山高専	ティーチングアシスト	学習ルームで勉強等に関するサポート	-	30

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「-」は該当する学生がいないことを表す（徳山高専では、28 年度から登録を始めた。）。

3 米子高専、松江高専、津山高専、呉高専及び宇部高専には、障害学生を支援する学生の登録制度はない。

図表 2-(3)-ア-⑪ 障害学生のための支援機器の保有状況（調査対象 5 大学）

学校名	保有している支援機器（順不同）
鳥取大学	拡大読書器、電動階段昇降車、エアーストレッチャー、ベンチベッド、電子筆談ボード、デジタル集音器、タブレット型コンピュータ、防音イヤーマフ、点字ラベルプリンター、車いす対応昇降式テーブル、簡易スロープ、音声リアルタイムテキスト表示システム、音声読み上げ付き IC レコーダー
島根大学	車いす用机、車いす、自己導尿用台座、携帯筆談器、ノートテイク用パソコン、発達障害者用ネットワークカメラ、ドキュメントトーカー、休憩用ベッド、FM 補聴器、ビデオ視聴機器
岡山大学	拡大読書器（デジタルタイプ）、スキャナー、ポケット読書器（3.5 インチ）、携帯点字器（点字版、アイマスク、点字用紙）、点字ラベルプリンター、読者チャート、タイボスコープ、点字プリンター、拡大鏡（ルーペタイプ）、点字ブロック、拡大鏡（アナログタイプ）、点字ディスプレイ、点字の記号札、電子メモパッド、簡易筆談器、携帯用会話補助装置、音声認識ソフト、点訳ソフト、支援用タブレット型コンピュータ、ノートテイク用パソコン、赤外線コードレスマイクロホンシステム、ワイヤレスマイクロホン、ワイヤレス受信器、スクリーンリーダー、イヤーマフ、録音機能付きペン、IC レコーダー、デジタル傾斜計、車いす、カウントメジャー、松葉杖、白杖、T 字杖、杖（クローズカフ）、ワイヤー本立
広島大学	車いす（自走）、電動車いす、拡大読書器（設置型）、拡大読書器（携帯型）、FM 補聴システム、赤外線補聴システム、点字プリンター、簡易スロープ、遠隔要約筆記システム、音声認識会議システム （以上、アクセシビリティセンター整備分のみ。このほか、各部局が整備しているものがある。）
山口大学	車いす、車いす用机、ノートテイク用パソコン、助聴器、拡大読書器、筆談ボード、簡易スロープ、IC レコーダー

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「保有している支援機器」の中には、現在、利用されていないものも含まれる。

図表 2-(3)-ア-⑫ 障害学生のための支援機器の保有状況（調査対象 6 高専）

学校名	保有している支援機器（順不同）
米子高専	(なし)
松江高専	パソコン、コールベル、スロープ、担架、車いす用学生机、キーボード、マウス台、ベッド
津山高専	(なし)
呉高専	(なし)
徳山高専	ヘルメット取付型マイクロホン、大型液晶モニター
宇部高専	(なし)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「保有している支援機器」の中には、現在、利用されていないものも含まれる。

図表 2-(3)-ア-⑬ 他大学等の学外の機関・団体等との連携状況（調査対象 5 大学）

学校名	主な連携先等（順不同）
鳥取大学	①UE-Net、②筑波技術大学、③早稲田大学、④ハローワーク鳥取、⑤アクセシビリティリーダー育成協議会、⑥鳥取県内高等教育機関、⑦鳥取県子ども発達支援課、⑧発達障害者支援センター、⑨鳥取労働局、⑩鳥取障害者職業センター、⑪社会福祉法人（作業所）、⑫株式会社 LITALICO
島根大学	①UE-Net、②広島大学等、③京都大学（バリアフリーシンポジウム）、④一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会、⑤ハローワーク松江、⑥島根障害者職業センター、⑦島根県東部発達障害者支援センター、⑧島根県社会福祉協議会、⑨松江市社会福祉協議会
岡山大学	①UE-Net、②アクセシビリティリーダー育成協議会、③大学コンソーシアム岡山障がい学生支援委員会、④おかやま発達障害者支援センター、⑤岡山新卒応援ハローワーク、⑥岡山若者就職支援センター、⑦就労移行支援事業所（ハートスイッチ倉敷校）、⑧岡山労働局、⑨岡山市発達障害者支援センター、⑩国立吉備高原職業リハビリテーションセンター
広島大学	①UE-Net、②アクセシビリティリーダー育成協議会、③障害学生修学支援ネットワーク、④障害者就労移行支援事業所 LITALICO ワークス、⑤発達障害者支援センター、⑥県立リハビリテーションセンタースポーツ交流センターおりづる、⑦視覚障害者情報センター、⑧一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会、⑨すべての障害児者と市民を結ぶひろしま県民会議
山口大学	①UE-Net、②アクセシビリティリーダー育成協議会、③一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会

（注） 当局の調査結果による。

図表 2-(3)-ア-⑭ 教育のユニバーサルデザイン化推進ネットワーク (UE-Net)

表 1 UE-Net の概要

1 目的

UE-Net は、ユニバーサルデザインを志向する教育機関・民間企業・行政機関・福祉機関が連携することにより、地域の初等・中等・高等教育のユニバーサルデザイン化を推進し、障害の有無に関係なく多様な学生がその可能性を開拓できる修学環境・教育環境を育成することを目的とする。

2 主な事業

- (1) 教育のユニバーサルデザイン化に関する初等・中等・高等教育機関の地域連携の推進。
- (2) 教育のユニバーサルデザイン化に関する地域における産学官連携の推進。
- (3) 教育のユニバーサルデザイン化・アクセシビリティ推進に資するノウハウ・人材・支援技術等のリソース共有の推進。
- (4) 教育のユニバーサルデザイン化に資する地域ネットワーク運営に関すること。

3 会員

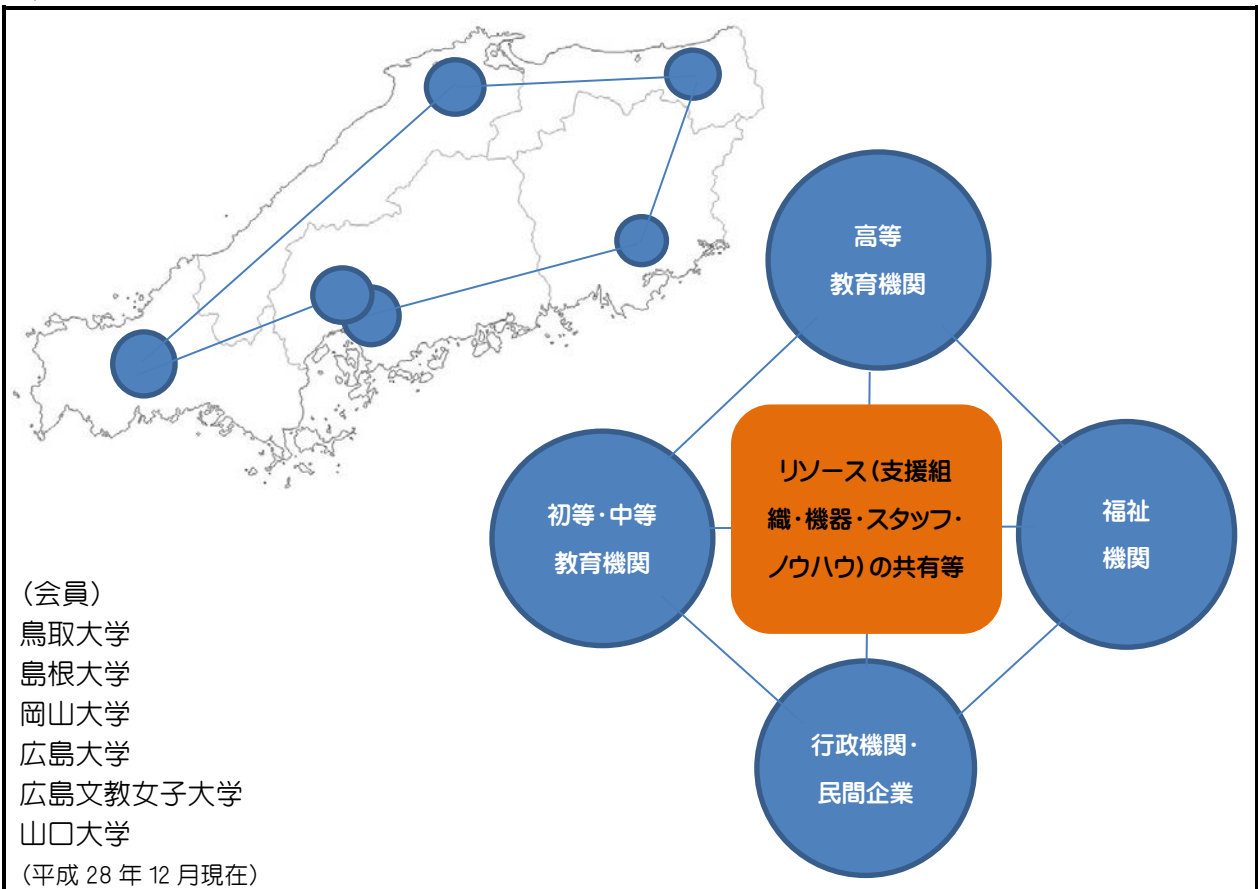
UE-Net の会員は、UE-Net の目的に賛同する広島県・山口県・岡山県・島根県・鳥取県のいずれかで活動可能な教育機関等（初等教育機関、中等教育機関、高等教育機関、民間企業、行政機関及び福祉機関）とする。

4 事務局

広島大学教育室アクセシビリティセンター内

(注) 「教育のユニバーサルデザイン化推進ネットワーク規約」による。

表 2 UE-Net のイメージ



(注) 広島大学の資料に基づき、当局が作成した。

図表 2-(3)-ア-⑮ 大学コンソーシアム岡山障がい学生支援委員会

<p>1 審議事項</p> <p>(1) 障がいのある学生の修学支援に関する事項</p> <p>(2) 障がい学生支援委員会企画事業に関する事項</p> <p>(3) その他障がい学生支援委員会の運営に必要と認められる事項</p> <p>2 組織</p> <p>(1) 大学コンソーシアム岡山の正会員（注）である高等教育機関等から推薦された者各 1 名</p> <p>(2) その他障がい学生支援委員会の運営に必要と認められる者若干名</p> <p>（注） 就実大学、岡山大学、岡山県立大学、新見公立大学、岡山学院大学、岡山商科大学、岡山理科大学、川崎医科大学、川崎医療福祉大学、環太平洋大学、吉備国際大学、倉敷芸術科学大学、くらしき作陽大学、山陽学園大学、中国学園大学、ノートルダム清心女子大学、美作大学、岡山県、岡山経済同友会</p> <p>（参考）特別会員 倉敷市立短期大学、山陽学園短期大学、就実短期大学、中国短期大学、新見公立短期大学、津山工業高等専門学校</p> <p>（以上、順不同。平成 28 年 4 月 18 日現在。）</p> <p>3 事務局</p> <p>委員長選出の大学及び大学コンソーシアム岡山事務局</p>

（注） 「大学コンソーシアム岡山大学教育事業部障がい学生支援委員会内規」等による。

図表 2-(3)-ア-⑯ 障害学生修学支援ネットワーク事業

<p>障害学生修学支援ネットワーク事業とは、障害学生への支援に積極的に取り組んでいる大学を「拠点校」として、また、障害者施策に関する専門的な研究を行っている機関を「協力機関」としてネットワークを構築し、障害学生の修学環境の整備を目指している事業である。</p> <p>1 事務局</p> <p>（独）学生支援機構</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 相談 障害学生への支援に関する悩みを抱えている大学等の教職員からの相談に対して「拠点校」が経験に基づいた相談対応を行う。</p> <p>(2) 理解啓発 障害学生支援の取組の普及やその質の向上を目的としたセミナー等を、全国の大学等を対象として、（独）学生支援機構と拠点校とが共催で開催する。</p> <p>(3) 研究促進 全国的な障害学生支援の質の向上を図るため、より先進的な調査研究を進め、その成果を全国の大学等に提供する。</p> <p>3 拠点校及び協力機関</p> <p>(1) 拠点校（9 大学） 札幌学院大学、宮城教育大学、筑波大学、富山大学、日本福祉大学、同志社大学、関西学院大学、広島大学、福岡教育大学</p> <p>(2) 協力機関（1 大学、2 機関） 筑波技術大学、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、国立障害者リハビリテーションセンター</p>
--

（注） （独）学生支援機構の資料による。

図表 2-(3)-ア-⑰ 他大学等の学外の機関・団体等との連携状況（調査対象 6 高専）

学校名	主な連携先等（順不同）
米子高専	①中国地区高等専門学校学生相談室連絡会議
松江高専	①中国地区高専学生相談室連絡会議、②島根学生相談研究会（島根大学、島根県立大学及び松江高専）、③松江市内特別支援学校教育相談等担当者連絡会（五輪ネット）、④島根県地域若者サポートステーション、⑤島根県立松江ろう学校、⑥島根県東部発達障害者支援センター
津山高専	①中国地区高等専門学校学生相談室連絡会議、②おかやま発達障害者支援センター、③医療機関
呉高専	①中国地区高等専門学校学生相談室連絡会議
徳山高専	①中国地区高等専門学校学生相談室連絡会議、②徳山大学主催セミナー
宇部高専	①中国地区高等専門学校学生相談室連絡会議、②国や県の就職支援組織（ハローワーク、若者就職支援センター、障害者職業センター）、③社会福祉法人、④医療機関

（注） 当局の調査結果による。

図表 2-(3)-イ-① 国等職員対応要領の策定日等

	学校名	策定日	公表	教職員への周知
大学	鳥取大学	平成 28 年 3 月 22 日	ホームページ掲載	ホームページ掲載、メール、会議
	島根大学	平成 28 年 3 月 22 日	ホームページ掲載	ホームページ掲載、メール、e-ラーニング
	岡山大学	平成 28 年 3 月 29 日	ホームページ掲載	ホームページ掲載、学内メール
	広島大学	平成 28 年 3 月 31 日	ホームページ掲載	ホームページ掲載、職員電子掲示板
	山口大学	平成 28 年 3 月 22 日	ホームページ掲載	ホームページ掲載、メール、研修
高専	米子高専	平成 28 年 3 月 24 日 「独立行政法人国立高等 専門学校機構における障 害を理由とする差別の解 消の推進に関する対応要 領」	—	メール
	松江高専		ホームページ掲載	ホームページ掲載、教員会議、教職員が閲覧できるフォルダに掲載
	津山高専		—	メール
	呉高専		—	メール
	徳山高専		ホームページ掲載	ホームページ掲載、メール
	宇部高専		—	メール

(注) 当局の調査結果による。

図表2-(3)-イ-② 教職員に対する意識啓発状況

学校名	支援担当者に対する研修等			教職員に対する意識啓発					
				研修等			マニュアル等		
	平成 26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
鳥取大学	—	5件 8人	3件 4人	1件 119人	2件 140人	2件 197人	—	H28.3 教職員の ためのガイド	
島根大学	8件 8人	7件 11人	2件 4人	4件 168人	5件 109人	3件 2076人	—	教職員 ハンドブック 2000部	
岡山大学	3件 3人	3件 4人	3件 4人	2件 178人	8件 684人	5件 426人	—	—	作成中
広島大学	3件 8人	1件 1人	1件 1人	3件 380人	3件 154人	4件 263人	修学支援の手引き (第5版) H24		
山口大学	1件 2人	2件 3人	—	3件 624人	—	2件 570人	—	—	学生特別 支援室 リーフ レット 3,000部
米子高専	3件 5人	3件 4人	6件 9人	—	—	1件 40人	A4 1枚	A4 1枚	A4 1枚
松江高専	2件 2人	3件 4人	8件 11人	1件 52人	1件 38人	—	教育のまなざし (H22)		
津山高専	3件 6人	3件 6人	3件 6人	教員会議	教員会議	教員会議	—	—	—
呉高専	—	—	3件 4人	—	—	—	—	—	—
徳山高専	2件 8人	2件 3人	6件 8人	—	2件 53人	1件 74人	—	—	—
宇部高専	6件 6人	6件 8人	5件 7人	—	全教職員	—	—	H28.3 特別支援教育 ガイド	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 研修等は、研修等の種類別に1件とし、延べ参加人数を記載した。

3 平成28年度は、平成29年2月1日までの実績である。

図表 2-(3)-イ-③ 教職員に対する意識啓発の取組事例

学校名	取組事例（概要）
島根大学	<p>平成 28 年度に、障害者差別解消法に関する教育教材（eラーニング用）を作成し、全教職員（教員 783 人、職員 1,193 人）を対象とする研修を実施している。このことについて、同校（障がい学生支援室）は、「障害者差別解消法の施行により、国立大学は障害者に対する合理的配慮が義務付けとなり、これは全教職員の障害者に対する対応に適用され、軽率な判断により対応を誤った場合、懲戒処分の対象にもなり得る。このため、全教職員に自覚を持って対応してもらうことを目的として、教育教材を作成した。この教材は、個別具体的なケースを設定して、合理的配慮に当たるか当たらないかを設問しテストするなど、実践的な内容になっている。教職員は、この教育教材を通じて、合理的配慮のハードルが高いことを学び、自覚を持って業務に取り組んでもらうことを期待している。」としている。</p>
岡山大学	<p>毎年度、新任・転入教職員を対象とする研修会において障害学生を含めた学生支援全般について説明を行い、理解促進・意識啓発を図っている（平成 28 年度 2 回 74 人）。また、大学教職員のほか高等学校教職員や学生支援関係者等を対象とする、「障がい学生支援研修会」の開催（毎年度テーマを変えながら実施。平成 28 年度 92 人受講）等により、多数の教職員の障害学生支援に関する理解促進・意識啓発を図っている。</p>

(注) 当局の調査結果による。

図表2-(3)-イ-④ 学生に対する意識啓発状況

学校名	障害学生を支援する学生の養成				学生に対する意識啓発					
	登録制度の有無	研修等			研修等			パンフレット等		
		平成26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
鳥取大学	○		2件 12人	2件 13人	—	—	2件63人 +農学部 1年生	—	—	—
島根大学	○	—	1件 21人	1件 10人	—	2件 1,319人	2件 1,319人	学生生活 案内2,300 部	学生生活 案内2,000 部 大学案内 27,000部	学生生活 案内2,000 部 大学案内 27,000部
岡山大学	○	3件 167人	3件 62人	3件 53人	3件 184人	4件 340人	4件 188人	障がい学 生支援室 リーフ レット100 部	障がい学 生支援室 リーフ レット100 部	障がい学 生支援室 リーフ レット 100部 障がい学 生支援室 チラシ 30部
広島大学	○	5件 260人	7件 545人	9件 603人	—	—	—	アクセシビリティセンター パンフレット300～500部		
山口大学	○	1件 31人	2件 50人	2件 57人	—	—	—	—	—	学生特別 支援室 リーフ レット 3,000部
米子高専	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—
松江高専	×	—	—	—	1年生200 人	1年生200 人	1年生200 人	—	—	—
津山高専	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—
呉高専	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—
徳山高専	○	—	—	—	—	—	2件 630人	—	—	—
宇部高専	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 研修等は、研修等の種類別に1件とし、延べ参加人数を記載した。
 3 平成28年度は、平成29年2月1日までの実績である。

図表 2-(3)-イ-⑤ 学生に対する意識啓発の取組事例

学校名	取組事例（概要）
広島大学	<p>アクセシビリティリーダー（以下「AL」という。）を育成するためのプログラム（以下「ALP」という。）を平成18年に開発し、平成21年からは全国の大学・企業等に開放している。ALPは次の4段階に分かれ、順次ステップアップできる仕組みになっている。広島大学においては、ALPは同大学の学生の誰もがチャレンジできるほか、教職員にも開放されている。このため、第1段階のオンライン講座は多数の学生が受講している。（平成26年度100人、390人、28年度450人）</p> <p>第1段階 アクセシビリティ教育課程（オンライン講座、実習・講義）</p> <p>第2段階 AL資格（1級、2級）認定</p> <p>第3段階 ALキャンプ（1級ALを対象とする研修合宿）</p> <p>第4段階 ALインターンシップ（資格取得者の実践フィールド）</p>
松江高専	<p>平成23年度から毎年度、1年生（約200人）の保健の授業（90分）として、身体不自由者疑似体験（高齢者、全盲者、妊婦及び車いす利用者の体験）を実施している。実施後は、アンケート調査により、体験後の意識の変化を確認している。平成28年度のアンケート結果をみると、身体障害者に対する配慮について「考えていた」者の割合は、体験前は38%であったものが体験後は90%に上昇している。</p>

（注） 当局の調査結果による。

図表2-(3)-ウ-① 支援内容等の情報提供の有無、提供方法 (調査対象5大学)

情報項目	鳥取大学		島根大学		岡山大学		広島大学		山口大学	
	有無	提供方法	有無	提供方法	有無	提供方法	有無	提供方法	有無	提供方法
入試における配慮の内容	○	学生募集要項(ホームページ)オープンキャンパス	○	ホームページ掲載 学生募集要項(ホームページ)オープンキャンパス	○	ホームページ掲載 学生募集要項(ホームページ)オープンキャンパス 障がいのある高校生への岡山大学進学ガイド	○	ホームページ掲載 学生募集要項(ホームページ)オープンキャンパス 障がいのある高校生のため の大学進学ガイド	○	学生募集要項(ホームページ)入試説明会 オープンキャンパス
	×		○	ホームページ掲載	×		○	ホームページ掲載 障がいのある高校生のための大学進学ガイド	×	
施設のバリアフリー化の状況	○	ホームページ掲載	○	ホームページ掲載	○	ホームページ掲載 オープンキャンパス キャンパスブック(学内)	△	大学説明会、オープンキャンパスにおいて個別説明案内サイン、案内図(学内) *バリアフリーマップは未作成	○	ホームページ掲載
相談窓口・支援体制	○	ホームページ掲載 オープンキャンパス 学生支援センターの リフレット 相談窓口を明記した カードを全学生に配付	○	ホームページ掲載 入試説明会 オープンキャンパス 教育・入試懇談会 学生生活案内(学内) 新入生オリエンテーショ ン(学内) 障がい学生支援室(学内) より	○	ホームページ掲載 オープンキャンパス 障がいのある高校生への 岡山大学進学ガイド 大学案内 キャンパスブック(学内)	○	ホームページ掲載 大学説明会 オープンキャンパス 障がいのある高校生のため の大学進学ガイド アクセシビリティセンター のパンフレット 合格後通知書(学内) 学生生活の手引き(学内)	○	ホームページ掲載 学生特別支援室のリー フレット(学内) 新入生の情報共有・相 談会(学内)
		○	ホームページ掲載 サポート申請書様式を 全学生の家庭に郵送	○	入試説明会 オープンキャンパス 教育・入試懇談会 学生生活案内(学内) 新入生オリエンテー ション(学内) 障がい学生支援室だよ り(学内)	○	ホームページ掲載 オープンキャンパス 障がいのある高校生のた め の大学進学ガイド アクセシビリティセンタ ーのパンフレット 合格後通知書(学内)	○	ホームページ掲載 障がいのある高校生のた め の大学進学ガイド アクセシビリティセンタ ーのパンフレット 合格後通知書(学内)	○
授業時等の支援例	○	ホームページ掲載	○	ホームページ掲載 障がい学生支援室だよ り(学内)	○	ホームページ掲載	○	ホームページ掲載 障がいのある高校生のた め の大学進学ガイド 学内学生生活の手引き(学 内)	○	ホームページ掲載
	×		×		×		×		×	
障害学生の受入実績	○	ホームページ掲載	○	ホームページ掲載	○	ホームページ掲載	○	ホームページ掲載 障がいのある高校生のた め の大学進学ガイド	○	ホームページ掲載

(注) 1 当局の調査結果による。
2 「有無」欄の「○」は実施、「△」は未実施、「×」は未実施、「×」は実施、「×」は未実施、学外向けには実施していないものを表す。

図表2-(3)-ウ-② 支援内容等の情報提供の有無、提供方法 (調査対象6高专)

情報項目	米子高专		松江高专		津山高専		呉高专		徳山高専		宇部高专	
	有無	提供方法	有無	提供方法	有無	提供方法	有無	提供方法	有無	提供方法	有無	提供方法
入試における配慮の内容	○	学生募集要項 (ホームページ)	○	ホームページ掲載 学生募集要項 (ホームページ)	○	学生募集要項 (ホームページ)	○	入学者募集要項 (ホームページ) 学生募集要項	○	学生募集要項 (ホームページ)	○	ホームページ掲載 学生募集要項 (ホームページ)
施設のバリアフリー化の状況	△	庁舎案内図にバリアフリー施設を表示 * ホームページへのバリアフリーマツプ掲載等、学外に向けた情報提供は未実施	△	校舎案内図に身障者用トイレ、エレベーター位置を表示 * ホームページへのバリアフリーマツプ掲載等、学外に向けた情報提供は未実施	△	各棟の案内図に身障者用トイレ、エレベーター位置を表示 * ホームページへのバリアフリーマツプ掲載等、学外に向けた情報提供は未実施	△	建物内にバリアフリーマツプを掲示 * ホームページへのバリアフリーマツプ掲載等、学外に向けた情報提供は未実施	△	管理棟玄関に設置している校内配置図に身障者用トイレ、エレベーター、スロープ等の所在を表示 * ホームページへのバリアフリーマツプ掲載等、学外に向けた情報提供は未実施	△	管理棟玄関に設置している校内配置図に身障者用トイレ、エレベーター、スロープ等の所在を表示 * ホームページへのバリアフリーマツプ掲載等、学外に向けた情報提供は未実施
障害学生に対する支援内容・支援体制	×	相談窓口・支援体制	×	ホームページ掲載	×		×		×		×	ホームページ掲載
障害学生の受入実績	×	支援申請手続	×	ホームページ掲載	×		×		×		×	
	×	授業時等の支援例	×		×		×		×		×	
	×	障害学生数	×		×		×		×		×	
	×	障害学生の受入	×		×		×		×		×	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「有無」欄の「○」は実施、「△」は未実施、「×」はバリアフリーマツプの掲示・掲載について学内向けにのみ実施し、学外向けには実施していないものを表す。

図表 2-(3)-ウ-③ 鳥取大学における在学生に対する情報提供の事例

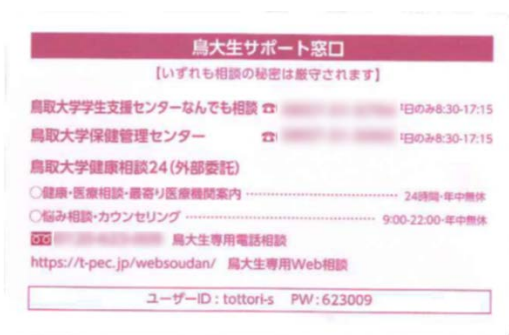
① 下記の相談窓口等を記載した名刺大のカード（両面刷り）を全学生に配付している。

[表面] 「ひとりで悩まず、まず相談」、「自分のこと、友達のこと 家族からの相談も受け付けます」、「秘密厳守」等



カード表面

[裏面] 鳥大生サポート窓口として、学生支援センターなんでも相談、保健管理センター、健康相談 24（外部委託）の電話番号、受付時間



カード裏面

② 「修学上の特別な配慮やサポートを希望する者の支援申請書」様式を全学生の家庭に郵送している。新入生については合格通知書の郵送時、新入生以外の学生については大学広報誌の郵送（6月）時に、合わせて郵送している。

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(1)-① 支援組織の確立状況に関する意見

学 校 名	意 見
大学	鳥取大学 学生支援センターを中心に保健管理センター等と連携を取ることで、現状の障害学生のニーズに対しては対応できる組織・体制となっている。
	島根大学 専門部署（障がい学生支援室）の設置により支援組織は確立している。
	岡山大学 専門部署（障がい学生支援室）を中心に保健管理センターや学生相談室等と連携を取ることで、支援組織としてはある程度確立されている。
	広島大学 専門部署（アクセシビリティセンター）の設置など、支援組織は確立されているが、多様化・高度化する支援ニーズに合理的に対応するため、継続的な整備改善・整備が必要
	山口大学 専門部署（学生特別支援室）を設置したことにより、より連携が強化された支援体制となっている。
高専	米子高専 特別支援教育室と学生相談室の役割分担がやや不明確な状況となっており、また、支援組織が支援学生の急増に追いついていないという認識あり。
	松江高専 現状では一定の支援体制が確立しているが、支援障害学生の急増を踏まえると、専門部署の設置や専任教職員の配置など一層の体制強化の必要が差し迫っていると認識
	津山高専 現状では総合支援センターを中心に、支援組織は確立されている。
	呉高専 支援障害学生が少ないこともあって体制整備が整ったとは言い難い。障害学生支援に係る専門部署が必要と認識
	徳山高専 学生支援委員会の仕組みが機能しており、現状の体制を継続していく。
	宇部高専 現状の支援組織は暫定的、非常設のワーキンググループであり、支援障害学生の増加傾向を踏まえると、常設の障害学生支援に係る専門部署の設置、専任で取り組む教職員の確保が必要

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(1)-② 支援機器に関する意見

学校名	意見	
大学	鳥取大学	現状の需要に対しては十分満たしている。
	島根大学	現状では困るほどではないが、十分であるとも言い難い。障害学生の入学状況により、年度ごとに大きく状況が異なってくるので、その都度必要に応じて準備していく必要がある。支援機器は、日進月歩でより使いやすいものに改良されており、過去に導入した機器では性能が不十分となる場合がある。
	岡山大学	支援機器は必要に応じて随時整備しており、現状において早急に確保しなければならないものはない。しかし、聴覚障害学生に対する支援について、現在、ノートテイクは津島キャンパスのみで行われているが、今後、鹿田キャンパス等、距離的に離れた他の場所で聴覚障害学生への支援を行う必要が生じた際、遠隔ノートテイクの導入が課題となる。また、平成 28 年度から授業時間が変更となり、休み時間が短縮されたことで、休み時間内にノートテイクの学生等が移動することが困難になりつつある。そのような状況を踏まえ、遠隔ノートテイクが実施可能な環境整備を進める必要があると考えている。
	広島大学	現状で特に不足しているわけではないが、テクノロジーの進歩と共に IoT（注）など新しい技術を導入して行く必要がある。 （注） 例えば、支援センターと教室とをインターネットを介してつなぎ、遠隔でのサポートをする。IoT としては、タブレット端末、Web カメラなどが考えられる。
	山口大学	現状で十分とは言えないが、今後整備すべき支援機器のリストを作成しており、計画的に整備していく方針である。
高専	米子高専	WISK（発達検査）器材、箱庭療法器材などメンタルヘルスに関わる支援機器は整備済みであるが、身体障害者用の支援機器はほとんど整備していない。現在は、支援の必要な身体障害学生が在籍していないので、直ちに用意する必要はないが、必要が生じた時に授業に間に合うよう速やかに整備しなければならない。支援機器の借り受け等他校との連携が必要となる。
	松江高専	支援実績のない障害についての支援機器は整備されていない。今後、入学する学生の障害の種類に応じて、必要に応じ授業に間に合うよう速やかに整備しなければならない。全ての障害の支援に必要な支援機器をあらかじめ整備することは、現状の学内予算では非常に困難である。また、文部科学省からの障害学生予算は障害学生の入学実績により措置されることから同じことが言える。
	津山高専	支援機器は、これまで必要がなかったことから十分整備されているとは言えないが、あらかじめ整備しておく余裕はなく、支援を必要とする障害学生を受け入れることになった時点で整備していく方針である。仮に支援機器について、他校との共同利用等の連携が可能となれば活用を考えたい。
	呉高専	身体障害のある学生の施設設備の整備が進んでいない。例えば、学生が多く使用する棟にエレベーターが設置されていないことなどが課題と認識
	徳山高専	現状において、支援を希望する障害学生がいないため、支援機器が不足している状況にはない。障害学生の入学に備えて、あらかじめ支援機器を整備しておくことは困難であり、必要が生ずる都度、整備していくしかないが、学校等間の連携によりカバーできるのであれば利用したい。
宇部高専	身体障害のある学生の支援施設・設備は未整備の状態。将来、どの学科を希望して入学してくるかで整備内容は異なってくる。支援機器の借り受け等直ちに対応できる学校等間連携の仕組みづくりが急務	

（注） 当局の調査結果による。

図表 3-(1)-③ 支援に関わる人材（スタッフ）に関する意見

学校名	意見
鳥取大学	<p>○ 医学部がある米子キャンパスには、保健管理センターの分室はあるが、学生支援センターの出先機関はないため、必要な場合には、学生支援センターのコーディネーターが出向いて、支援の調整等を行っている。今後、障害学生数がさらに増えれば現状のスタッフだけでは対応が難しくなる。</p> <p>○ 鳥取キャンパスは、障害学生を支援する学生の応募者は決して多くなく、スタッフ確保の方策を検討しているところである。また、米子キャンパスには居場所づくりに協力できる学生はいるものの、医学部の学生は授業等で忙しいため個別に支援するティーチング・アシスタント（TA）を養成することは難しい。</p> <p>○ 視覚障害者や聴覚障害者については、弱視、難聴など、比較的軽度の者の受入れ・支援実績はあるが、重度の障害者については支援経験がない。このため、支援のノウハウを有しておらず、ノートテイクなどの障害学生を支援する学生も育っていない。今後、ピアサポーターに対しノートテイクの方法を研修しようと思っているが、ピアサポーター自体の人数が少ないため、重度の障害学生が入ってきた場合の体制は十分とは言えない。</p>
島根大学	<p>現状において、専任教員 1 名が支援プログラムを策定しており、ニーズに十分応えているが、多分に個人の資質に負うところが強い。昨今の支援障害学生数の増加傾向を踏まえると、今後も現状の支援レベルを維持することは難しい。組織としての支援水準を保ち、支援ノウハウを継承していくためには、複数の担当者を配置し、知識やノウハウを継承していけるようにすることが必要と考える。</p>
岡山大学	<p>現在、障がい学生支援室には専任教員が 2 名と事務補佐員が 1 名配置されており、最低限の障害学生支援業務は行うことができる。しかし、以下に挙げる業務には喫緊の課題であるものの、手薄になっているため、今後、これらの業務を担える新たな人材を確保する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害学生を支援する学生に関わるコーディネート業務 <p>現在、ノートテイクの配置等、障害学生を支援する学生を派遣するコーディネート業務については、専任教員はその業務まで手が回らずに、全て事務補佐員が行っている現状にある。しかし、これらの業務は、本来障害学生支援に関してより専門性の高い人材が行うべきものであるため、障害学生支援コーディネーターが 1 名必要である。</p> ・ 留学生対応及びアセスメント業務 <p>岡山大学の方針として、今後留学生の受入れを飛躍的に増加させることとしている。留学生の中には、一定数の障害学生が含まれると予測されるが、現在の支援体制・人員では時間的にも語学能力的にも、十分な対応が困難である。また、合理的配慮の内容を決定する際の根拠資料として、発達検査、知能検査、認知検査、心理検査等、専門的な検査の結果を踏まえる必要性が全国的に高まってきている。現在、専任教員 2 名が必要に応じて検査を実施しているが、近年急増している発達障害や精神障害の学生全員に対し、検査を実施する時間を確保するのは不可能である。このため、外国語での障害学生対応が可能で、かつ検査等のアセスメントを専門に行うことが可能な教員 1 名を確保する必要がある。</p>
広島大学	<p>学内の組織のみで対応できる内容には限界があるため、ソーシャルワーカーを配置する必要がある。</p>
山口大学	<p>○ 支援障害学生については定期的な面談により支援内容の見直しを行っているが、面談の度に支援内容が増える傾向にある。このため、現状において人材（スタッフ）は足りてはいるが、すでに学生特別支援室のコーディネーター、カウンセラーは業務量が多く限界状態にあり、今後、支援障害学生の増加に伴い人材（スタッフ）が不足するおそれがある。しかし、体制不備を理由に支援を打ち切るわ</p>

学校名	意見
	<p>けにもいかず、支援水準を維持することが課題の一つである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運営費交付金が減少する中で、障害学生支援のマンパワー（学生スタッフを含む。）を維持していかなければならず、予算の確保が課題の一つである。 ○ 学部生の1年生は全員、山口市の吉田キャンパスで教育を受けるが、医学部、工学部の学生は2年生からはそれぞれ宇部市の小串キャンパス、常盤キャンパスに移り、そこで教育を受ける。吉田キャンパスには学生特別支援室があつて目が行き届くが、小串キャンパスにおいては一般の相談室のみ、常盤キャンパスにおいては週1回開設される学生特別支援室の分室があるのみで支援体制が弱いため、支援の継続が困難 ○ 障害学生を支援する学生を養成しているが、いずれは卒業、留学等により大学を去るため、年度により人数に変動があり、障害学生を支援する学生の数が足りなくなる場合もある。学生間の支援ノウハウ蓄積の継続を図ることも課題の一つである。
高専	<p>米子高専</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在のスタッフは他業務との兼任であり、支援障害学生が現状の傾向のまま増えてゆくと、現行体制では対応困難となる。専門職員の配置が急がれる。また、支援プログラムの適切な実施のためには、担当、科目教員の理解と知識習得が不可欠 ○ カウンセリングは校外の非常勤カウンセラーに頼っているが、常勤で常に連絡・相談できる体制が必要 ○ 障害学生の支援に当たっては、就職支援や家族との関係調整など、臨床心理的な解決法以外も必要となるため、特別支援教育に関するコーディネーター、ソーシャルワーカーのどちらかがいることが望ましい。
	<p>松江高専</p> <p>近年増加している発達障害や悩みを抱える学生の相談窓口となる学生相談室にインテーカー（学生相談の窓口を担当する人）を雇用しているが、予算の都合上、週4日（1日3時間）勤務となっており、今後拡充する必要がある。</p>
	<p>津山高専</p> <p>現状では不足している状況にはない。</p>
	<p>呉高専</p> <p>支援に関わる人材（スタッフ）は十分とは言えない。特に、身体障害者が入学した場合等を考えると懸念がある。</p>
	<p>徳山高専</p> <p>兼任のコーディネーターが1名のみであり、今後、障害学生が増加する可能性があることから、複数配置したい。</p>
	<p>宇部高専</p> <p>支援に関わる人材（スタッフ）は十分とは言えない。特に、身体障害のある学生の入学に備えて、障害学生を支援する学生の育成の検討や、介助・サポート要員等の活用に係る学校等間連携の仕組みづくりが急務である。</p>

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(1)-④ 修学支援を行うための支援ノウハウに関する意見

学校名	意見
大学	鳥取大学 視覚障害（盲）、聴覚・言語障害（聾（ろう））の学生については、支援実績がなく、スタッフに専門的知識等もないので支援ノウハウは蓄積されていない。視覚障害（弱視）、聴覚・言語障害（難聴、言語障害のみ。）、肢体不自由、病弱・虚弱、重複、その他障害については、軽度のものについて支援実績があるものの重度のもの支援実績がないため、支援ノウハウが十分蓄積されているとは言えない。
	島根大学 どの障害分野についても一定以上の支援ノウハウを有している。
	岡山大学 視覚障害、聴覚・言語障害等については、支援ノウハウはある程度蓄積があるが、肢体不自由（上下肢機能障害、他の機能障害）については、仮に、食事介助やトイレ介助を必要とする学生が入学してきた場合、支援ノウハウが不十分である上に、現状では予算的に専門性の高い介助員を配置できる見通しもない。また、病弱・虚弱について、支援機器は随時整備しているが、病状によっては対応困難な場合があるかもしれない。
	広島大学 視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由（上肢機能障害、下肢機能障害、上下肢機能障害）については、支援実績がありノウハウを有している。肢体不自由（他の機能障害）、病弱・虚弱、重複、発達障害、精神障害、その他の障害について、対応事例はあるが既存の支援ノウハウが有効でない可能性もある。
	山口大学 現在のスタッフが他大学において支援実績があるため、いずれの障害分野についても支援ノウハウを有している。
高専	米子高専 視覚障害（盲）、聴覚障害（聾（ろう）、難聴）、肢体不自由（上肢機能障害、上下肢機能障害）について、支援実績がなく、実験・実習方法等について支援ノウハウがない。精神障害については、支援実績はあるが専門知識を持った人員を必要とし、支援ノウハウの蓄積は不十分。
	松江高専 視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由（他の機能障害）、重複、精神障害、その他の障害について支援実績がなく支援ノウハウの蓄積がない。精神障害等については、支援実績が全くないわけではないが、十分な支援ノウハウがあるとは言えず他機関との連携、アドバイスを必要とする。また、発達障害も、ある程度の支援実績はあるものの、個々の学生に対応した支援を模索中であり、十分とまでは言えない。
	津山高専 肢体不自由（上肢機能障害、下肢機能障害、上下肢機能障害）については支援実績があるが、視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由（他の機能障害）、病弱・虚弱、重複、精神障害、その他障害については、支援実績がなく支援ノウハウは蓄積されていない。
	呉高専 視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、重複について支援実績がなく支援ノウハウは蓄積されていない。また、病弱・虚弱、発達障害、精神障害、その他障害については、症状が軽度であれば対応できるものの、支援ノウハウが十分とまでは言えない。
	徳山高専 視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、病弱・虚弱、精神障害、その他の障害について、支援実績がなく支援ノウハウは蓄積されていない。
	宇部高専 視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、病弱・虚弱、重複について支援実績がなく支援ノウハウは蓄積されていない。発達障害、精神障害、その他障害については、支援実績があるものの障害の特性、症状等が多様であるため、十分な支援ノウハウが蓄積できたとまでは言えない。

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(1)-⑤ 今後の取組課題に関する意見

学 校 名	意 見
鳥取大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、広島大学を中心に進めている UE-Net による支援リソースや情報の共有は、本学の体制、ノウハウが不十分な点を補ってくれる可能性があり期待している。このほかにも、他大学等と情報共有・交換のネットワークが構築されているので、これに参加することにより、将来のニーズの増加・多様化に備え、体制、ノウハウ、経験等の拡充に努めていく必要がある。
島根大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害学生支援に係るリソースを大学等間で共有するシステムの構築、強化については、知識としてリソースを共有できても、実際に実施できるかどうかは、人材(マンパワー)や財源の制約があり、大学間でも不均衡が生じる可能性が高い。障害のある全ての学生に対して公平な教育環境を確保するに当たっては、これらの問題について国レベルでの対策が必要であると考え。なお、島根大学では、平成 28 年度、障がい学生支援室を設置し、障害学生の修学支援体制が整ったことから、12 月から広島大学が構築した連携システムである UE-Net に加入している。 ○ 連携先は、障害の種類や個々の案件により変わる。迅速に対応できるためにも、多くの連携先を有しておくことが必要 ○ 障害者差別解消法に基づく合理的配慮を、個々のニーズに即し、個別に対応して行っていくためには、施設整備費、備品調達費、人件費等、年度ごとに大きく種別の異なる予算が必要となる。また、予算額も、対象となる学生の在籍の有無などにより、年度ごとに大きく異なってくる。また、次年度に必要な額や費目を想定できるのも、3 月末の新入生の入学見込みが立ってからの時期となる。こうした状況下、本学のような中小規模の大学においては、過不足なく毎年一定の割合で予算を確保し、執行していくといったシステムは取りにくく、障害のある学生が入学する都度、対応せざるを得ない。こうした現状から、今後の課題としては、障害学生支援に係る予算が恒常的に措置される仕組みを構築する必要があると考える。
岡山大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 先進的取組についての情報提供 ○ 大学等間の実務者連絡会議等の設立、定期的開催 ○ 大学コンソーシアム岡山の障がい学生支援委員会における加盟校同士の連携や、UE-Net における中国地方の大学間の連携をより強化していくことが必要 ○ 教職員、学生の障害学生支援に係る意識の向上。教職員が多数集まる場で、障害学生支援について説明する機会の確保 ○ 実際に障害学生を受け入れている学部では各教職員の意識が高いが、受入実績のない学部では関心や意識が低い場合がある。しかし、障害学生が入学してから体制等を整備しようとしても間に合わないので、平素から準備し、合理的配慮についての意識を高めてもらう必要がある。まだ意識啓発は不十分と感じている。 ○ 授業等の形態、方法は学部等により相当異なるので、障害学生に対する支援内容も自ずから異なってくる。このため、支援方法・内容については、障害学生が所属する部局を中心に、障がい学生支援室の教員とも連携しながら考える必要がある。 ○ 発達障害の学生の中にはコミュニケーションを苦手とする者が多数存在する。それらの学生たちが、グループワーク等、他学生とのコミュニケーションを必要とする授業に参加する際、周囲の学生に障害について理解してもらっておいた方が、円滑に授業に参加できる可能性が高くなる。しかし、本人が障害のことを他人に知られたくないというのであれば、その意向も尊重しなくてはならず、難しい面がある。
広島大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ UE-Net により、支援のコモディティ化・ユビキタス化、初等・中等教育との連携、企業・行政・専門機関との連携、適正エリア（市、県、地方等）でのリソース共有を図る。 ○ 評価の公平性、配慮・支援の合理化に関する研究・標準化 ○ 小・中・高・大学・社会の滑らかな接続

学校名	意見
	<ul style="list-style-type: none"> ○ ソーシャル・スキル・トレーニングに関する学外連携 ○ 障害のある留学生対応や障害のある学生の留学支援などグローバル化対応
山口大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学等間の実務者連絡会議等の設立、定期的開催 ○ 障害学生支援に係るリソースを大学等間で共有するシステムの構築、強化 大学等間の実務者連絡会議等については、一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会に加入しており、他大学等との情報共有・交換により課題解決のヒントを得ることがある。 広島大学が進めている UE-Net に加入し、ノートテイクの遠隔操作を試験的に実施した。緒についたばかりで、課題、問題点等（例えば、ノートテイクの謝金の負担者・割合、支援機器の貸出中に故障等が生じた場合の補償、修繕費の負担割合、ノウハウの共有を進める上での個人情報保護との関係など）及び対応策を検討している段階である。 ○ おおむねどのような障害区分の学生についても支援ノウハウを有しているが、最近、診断書はないが障害の疑いのある学生が増えており、これらの学生に対する支援・配慮についてどう考えるかが課題
米子高専	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害学生支援に係るリソースを大学等間で共有するシステムの構築、強化 支援障害学生が入学することとなった場合、新学期までに支援を実施できるよう支援・配慮事項の決定、支援機器の準備等、速やかな対応が求められる。特に支援ノウハウ蓄積や支援機器の乏しい分野については、即応性のある連携を必要とする。 ○ 高専の特色として、高専独自の要素と高校的要素、そして大学的な要素がある。限られた予算、人員の中でもろもろの事項に過不足なく対応するためには、業務の専門化が可能な体制の整理が求められる（障害学生支援を行うための室内整備、専任教職員の確保等）。 ○ 病院等医療機関の協力が求められる（支援・配慮を行う上での障害の診断情報）。
高専 松江高専	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害学生支援に係るリソースを大学等間で共有するシステムの構築、強化 大学と比較して高専は学生数等の規模が小さく、障害学生も少ないため、支援のための施設設備の整備や支援ノウハウの蓄積が進んでいない。これらを補うため、障害学生支援に係るリソースを各機関間で共有するシステムの構築が求められる。 また、支援ノウハウの蓄積がない障害分野の障害学生が入学することとなった場合、授業開始までに個別支援計画の策定等速やかな対応を図るためには、支援実績のある機関からアドバイスを受ける等の連携が必須である。本校においては支援ノウハウの蓄積や施設整備が進んでいないことから、即応性をもってリソースを共有できる連携を必要とする。 ○ 下肢障害学生の支援のためのバリアフリー化が不完全であることが第一の課題。図書館、第二体育館、福利施設の2階への車椅子でのアクセスが不可能であるため、その改修が急務。また、寄宿舍への坂道の通行が困難であることも課題 ○ 支援する教職員の意識改革が必要であり、あわせて各種研修会等への積極的な参加による知識習得が必要
津山高専	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害学生支援に係るリソースを大学等間で共有するシステムの構築、強化 高専間では、会議等で情報交換・共有を図っているが、今後は、大学等との連携も視野に入れる必要あり。 ○ 就職に役立つ修学支援対策
呉高専	<ul style="list-style-type: none"> ○ 先進的取組の情報提供 ○ 障害学生支援に係るリソースを大学等間で共有するシステムの構築、強化に関し、UE-Net 参加について検討中である。 ○ 障害学生について出身中学校との連携（配慮事項についての情報入手等） ○ 障害学生数が少ないこともあって、支援組織、支援ノウハウ、人材（スタッフ）、支

学 校 名	意 見
	<p>援機器の整備が不十分。また、身体障害の分野について、施設整備が遅れている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広島大学や(独)学生支援機構との連携が必要
徳山高専	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害学生支援に係るリソースを大学等間で共有するシステムの構築、強化 支援機器、スタッフを各校が整備するのは限界があり、非効率である。今後、全盲や聾啞（ろうあ）等の重度の身体障害のある学生が入学した場合、テキストの点字化、手話通訳の手配、支援機器及び介助・サポート要員等の整備に相当な予算を必要とし、本校の通常予算では不足する。さらに、支援ノウハウの蓄積もないことから、学校等間の連携により補えるのであれば利用したい。 ○ 全国的に障害学生の修学支援を発展させるためには、行政と行政、行政と学校間との連携、情報共有、財政支援体制が必要不可欠であると考え。行政評価局調査を通じて、そのような取組が一層推進されることを期待する。 ○ 発達障害等、表面的には分からない障害のある学生に関しては、その秘密をどこまで守り、どのように対応して行くべきか迷う。障害に対する社会的理解の兼ね合いもある。国レベルの制度の検討が必要であると考え。
宇部高専	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害学生支援に係るリソースを大学等間で共有するシステムの構築、強化及び国立高専間による連携の強化 ○ 障害学生について出身中学校との連携（配慮事項についての情報入手等） ○ 公的機関、NPO等からの積極的な助言が得られるシステムづくり ○ 突発的に必要となったモノ・コト（支援機器やノウハウ）について早急に入手できるシステムづくり ○ 暫定的な組織である支援ワーキンググループを恒常的な組織とすること。実質的な支援の決定を行う部署が非常設で、明文化された権限が付与されていない現状では、体制が充実しているとは言い難い。 ○ 障害学生支援に専断的に取り組む教職員の確保 ○ 教職員の障害学生支援に係る意識の向上 ○ 障害学生を支援する学生の育成

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(2)-① 「教職員のための障害学生修学支援ガイド（平成 26 年度改訂版）」（独）
学生支援機構） 抜粋






<p>2. 障害のある学生の自立と、障害のない学生の成長</p> <p>(2) 障害のある学生との共学が周りの学生を育てる</p> <p>大学等における障害学生支援においては、障害のある学生との共学が周りの学生を育てるという視点をもつことが大切です。すなわち、障害のある学生への支援は少数の障害のある学生だけのための活動ではなく、すべての学生にとって教育的な価値がある活動であるという位置づけです。大学等は、学問だけでなく、社会生活の常識やものの見方を身に付ける場所です。1 人の障害のある学生がいれば、周りの多くの学生がなんらかの関わりを持ちます。障害のある人と喜びや悲しみをともにする中で、周りの学生は多くのことを学びます。障害のある人をひとりの人間として理解する人が増えることは、障害のある人の社会参加にとって、大きな力になります。</p> <p>どの大学等でも障害のある学生は少数ですから、その支援経費は、厳しい財政状況の中では後回しになりがちです。障害のある学生への支援は障害のない学生をも育てる教育活動であると位置づけることによって、障害のある学生への支援経費が多くの学生の利益につながる経費であることの説明が可能になります。</p>

図表 3-(2)-② 学生に対する理解促進・意識啓発の必要性についての見解

学校名	見解
米子高専	<p>必要に応じて障害学生が在籍するクラスの学生に周知しているが、プライバシーの問題もあり、広く公開するのが不適當な場合もある。社会全体のインクルーシブ教育についての理解が深まれば、在籍障害学生についての情報公開や学生に対する理解促進・意識啓発を行う必要があると思われる。</p>
津山高専	<p>障害学生本人が、障害者が本校に在籍していること自体を知らせてほしくないとしているため、他の学生に対する特段の啓発活動を行っていない。高専は学生数が少なく、固定的なクラスで同じカリキュラムで学習するため、周辺の学生は薄々承知しており、あえて啓発活動を行う必要はないと考えている。</p> <p>本校には人権教育ワーキンググループが設置されており、担任はそのメンバーとなっており、人権教育ワーキンググループが定めた内容（特に、差別）について、年に数回、特別授業が行われている。また、本校では常にクラス単位の集団行動により学生生活を送っており、孤立できない環境にある。</p>
呉高専	<p>周囲の学生の障害に対する理解と協力が必要であると認識しており、今後、新入生オリエンテーション等の機会を活用して、学生に対する理解促進・意識啓発を図っていきたい。</p>
宇部高専	<p>ピアサポートの育成の必要性は認識している。学生の理解促進・意識啓発のための仕組み作りも今後の課題と認識している。</p>

(注) 当局の調査結果による。




図表 3- (3)-① 車いすでの移動が困難な施設等

学校名	(ア) 車いすでは容易に入ることができない状況	(イ) 車いすでは階層移動等ができない状況	(ウ) 身体障害者用トイレがない建物の状況
鳥取大学	実験棟等の一部施設において該当	農学部等の一部施設において該当	(主要建物については該当なし)
島根大学	実習施設(農場)、体育施設(武道場、弓道場)等一部の施設において該当 	生物資源科学部3号館、学生支援センター、第二食堂、課外活動施設、保健管理センターが該当	生物資源科学部3号館、第二食堂、課外活動施設において該当
岡山大学	工学部7号館、同9号館、農学部2号館などが該当	教育学部南音楽棟、保健管理センター、大会館、農学部2号館などが該当	第一武道館、校友会文化系クラブ棟などが該当
広島大学	非破壊試験棟D2、機械力学・工作機械学実験棟D3等の一部の施設において該当 	北第1福利会館、音楽棟F、西体育館等の一部の施設において該当	北第1福利会館、北第2福利会館、音楽棟F等の一部の施設において該当
山口大学	経済多目的棟、第1武道場などが該当 	経済多目的棟、音楽練習棟などが該当	(主要建物については該当なし)
米子高専	(学生が通常利用する施設については該当なし)	物質工学科棟及び福利施設(福利棟)が該当	(職員集会所(学生が部活で利用する場合あり)が該当するが、古い木造建物のため設置困難)
松江高専	図書館・総合情報処理センター、第二体育館、武道場が該当 	図書館・総合情報処理センター、福利施設が該当	実習工場、図書館・総合情報処理センター、体育館、武道場が該当
津山高専	第一実習工場及び第二実習工場が該当(寄宿舎除く)	管理・一般科目棟E棟3階、専攻科棟3、4階、共通実験研究棟4階、友朋会館3階、武道場等が該当	第一実習工場、第二実習工場、友朋会館、研修施設、食堂・寄宿舎管理棟、第一体育館、武道場が該当
呉高専	学生食堂、第二普通教室、武道場などが該当	エレベーターを設置している棟なし	第2普通教室、福利施設などが該当(通常の男女トイレもない建物含む)
徳山高専	(通常学生が入りやすい部分については、該当なし)	福利厚生センターが該当	(主要建物については該当なし)
宇部高専	武道館が該当 	経営情報学科棟、機電棟、物質棟、学生会館・専攻科棟が該当	第2体育館が該当

(注) 1 当局的調査結果による。

2 大学については、メインキャンパスにおける状況である(鳥取大学:鳥取キャンパス、島根大学:松江キャンパス、岡山大学:津島キャンパス、広島大学:東広島キャンパス、山口大学:吉田キャンパス(以下同様))。

図表 3-(3)-② 点字ブロック等に関する状況

学校名	(エ)点字ブロックに関する事項	(オ)勾配等による通行支障等に関する事項	(カ) 今後の改修等に際して改善が望ましい事項
鳥取大学	<p>点字ブロックの敷設状況に関し、</p> <p>① 車道に面しているため「注意」を示す形状であることが必要であるが通常の形状となつている箇所、</p> <p>② 特に注意することを要しない箇所であるが「注意」を示す形状と なつている箇所がある。</p> <p>* 「キャンパスマスタープラン 2016」に基づく点字ブロック更新計画と併せて改善が図られる予定。</p>		
島根大学		<p>① エレベーターには基本的に点字表示が整備されているものの、一部の建物における設置時期がかなり前であるエレベーターには点字表示がない。 <small>〔教養講義室棟 1 号館〕</small></p> <p>* 表示改善の対応が予定されている。</p> <p>② エレベーターにおいて、車いす利用者が後ろ向きに出る際に視認するために設置されている鏡が養生により覆われており、見えなくなっている。 <small>〔教育学部棟内設置の 1 基〕</small></p> <p>* 養生の必要性がなくなつた時点で撤去する予定。</p>	
岡山大学	<p>国道 53 号線方面からキャンパス方向への歩道について、市道の範囲までは点字ブロックが敷設されているが、大学敷地に入る箇所から途切れている状況にある。</p> <p>* キャンパス全体の道路環境整備計画を検討中であることや予算事情等から敷設を保留しており、今後敷設の検討を行うとしている。</p>		

学校名	(エ)点字ブロックに関する事項	(オ)勾配等による通行支障等に関する事項	(カ)今後の改修等に際して改善が望ましい事項
広島大学		<p>① 建物入口手前について、車いす利用者にとっては勾配がややきつい状況にある。 〔情報メディア教育研究センター〕</p> <p>* 当該建物へのアクセスルートを別角度に設定する等により、通路勾配の緩和を検討し改善を図る予定としている。</p> <p>② 建物入口前に設置されているスロープの勾配がややきつい状況にある（手すり設置なし）。また、車いす利用者に対する別ルートによる入口への案内が望ましい状況にある。 〔西図書館職員用入口〕</p> <p>* 今後財源を確保し計画的に改善を進める予定としている。また、案内標示を併せて行う予定。</p>	 <p>設置時期がかなり前であるスロープについては、手すりが設置されていないものがある。 〔理学部研究棟C棟等〕</p> <p>* 今後財源を確保し計画的に改善を進める予定としている。</p>
山口大学			<p>① エレベーターには基本的に点字表示が整備されているものの、一部の建物における設置時期がかなり前であるエレベーターには点字表示がない。 〔大学会館、農学部共同獣医学本館〕</p> <p>* 今後対応を検討予定。</p> <p>② 設置時期がかなり前である多目的トイレにおいて、緊急時呼び出しボタンが設置されていない。 〔第2学生食堂〕</p> <p>* 今後予算の状況を勘案の上、早期整備を進めたいとしている。</p>

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(3)-③ バリアフリーマップや構内の案内図に関して充実が望ましい事項

学校名	状 況 〔(ア)はバリアフリーマップ、(イ)は構内案内図に関する事項〕
鳥取大学	(ア) ① 「ユニバーサルデザインマップ」では自動ドアである旨表示がされているが、実際は自動ドアではなく、また、手前に段差があるもののスロープがなく、ドアを入り直後に階段となっているため、特にバリアフリーの状況となっていない。 〔農学部棟の入口の一つ〕 * 「ユニバーサルデザインマップ」修正の対応がとられた。
	(ア) ② 「ユニバーサルデザインマップ」では入口が自動ドアである旨表示がされているが、実際は自動ドアではない。 〔武道場〕 * 「ユニバーサルデザインマップ」修正の対応がとられた。
	(ア) ③ 特にオストメイト用設備を備えている多目的トイレについて、「ユニバーサルデザインマップ」においてその旨の表示が望ましい状況がある。 〔大学会館、附属図書館〕 * 「ユニバーサルデザインマップ」修正の対応がとられた。
	(イ) 農学部 3 号館には 2 階に多目的トイレが設置されているが、同館とつながっている 2 号館の 1 階に掲示されている案内図には当該多目的トイレの位置の表示がない。 * 当該案内図修正の対応がとられた。
島根大学	(ア) 特にオストメイト用設備を備えている多目的トイレについて、「バリアフリーMAP」においてその旨の表示が望ましい状況がある。 〔学生食堂〕 * 「バリアフリーMAP」修正の対応が予定されている。
	(イ) 建物入口に掲示されている案内図において、身障者用トイレの位置の表示がない。 〔総合理工学部 2 号館 1 階、法文学部校舎〕 * 表示改善の対応が予定されている。
岡山大学	(ア) 特にオストメイト用設備を備えている多目的トイレについて、「バリアフリーマップ」等においてその旨の表示が望ましい状況がある。 〔農学部 4 号館、第二体育館等〕 * 平成 29 年度作成の「バリアフリーマップ」で修正の対応が予定されている。
	(イ) 建物内に設置されている案内図では、例えば 1 階にトイレの表示が 3 か所みられるが、どのトイレが多目的トイレであるのか分かりにくい状況にある。 〔大学会館〕 * 平成 29 年度作成の「バリアフリーマップ」で修正の対応が予定されている。案内図については今後対応を検討。
山口大学	(イ) ① 建物入口に掲示されている案内図では、エレベーターの位置が表示されていない。 〔大学会館、大学院連合獣医学研究科棟 1 階〕
	(イ) ② 案内図に多目的トイレの表示がなく、通常の男女トイレとは別に多目的トイレが設置されていることが分かりにくい。 〔大学院連合獣医学研究科棟、第 2 事務局庁舎〕 * 表示改善の対応が予定されている。



(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(3)-④ 適切な点検・管理が望まれる事項

学校名	状 況 [(ア)～(エ)は通知本文での区分]	
島根大学	<p>(ア) 身体障害者専用駐車場の表示が薄くなり、分かりにくくなっている。 [保健管理センター前] * 表示改善の対応が予定されている。</p>	
	<p>(ウ) 建物の入口前スロープにおいて、自転車が止められ、車いす利用者が通行する場合に支障が生じる可能性がある状況がみられた。 [課外活動施設] * 当該施設周囲に駐輪場が平成29年3月末に完成予定であり、その後は支障となる駐輪は解消される見込みとしている。</p>	
	<p>(エ) エレベーターにおいて、車いす利用者が後ろ向きに出る際に視認するために設置されている鏡が養生により覆われており、見えなくなっている。(再掲)。 [教育学部棟内設置の1基] * 養生の必要性がなくなった時点で撤去する予定。</p>	
岡山大学	<p>(イ) 点字ブロックがマットで塞がれている状況がみられた。 [中央図書館、一般教育棟入口] * 担当部署への連絡とともに、改善が図られた。</p>	
広島大学	<p>(イ) 点字ブロック付近に自転車が多く停めてあり、ブロック上に駐輪されている状況がみられた。 [北第1福利会館と中央図書館の間] * 引き続き学生への指導を行い、モラルの向上を図るとともに、中長期的な対応として、キャンパスマスタープランに基づき駐輪スペースを整備予定としている。</p>	
	<p>(ウ) 車いす利用者は駐輪場を経由して入口に向かわざるを得ないが、駐輪場入口付近にバイクが止められているため、通行に支障が生じる可能性がある状況がみられた。 [東福利会館(上層部)] * 引き続き学生への指導を行い、モラルの向上を図るとともに、駐輪エリアの路面標示により通路スペース確保を行う予定としている。</p>	

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(4)-① 事前相談の対象者の範囲についての記述内容

学校名	記述内容	区分
鳥取大学	入学を志願する者で、障害等（別表参照）のために、受験上及び修学上の配慮を希望する者 [別表] 学校教育法施行令第 22 条の 3、発達障害者支援法第 2 条第 1 項に規定する障害	C
島根大学	入学を志願する者で、障害等（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱等）があり、受験上及び修学上配慮を必要とする場合	A
岡山大学	障害等のある入学志願者は、受験上及び修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、出願に先立ち相談	A
広島大学	障害のある者等、受験上及び修学上の配慮を必要とする者	A
山口大学	障害等があり、受験上及び修学上の配慮を必要とする入学志願者 特に下表に相当する者は必ず期日までに事前相談するよう注書き [下表] 「大学入試センター試験 受験上の配慮案内（障害等のある方への配慮案内）」に記載されている障害区分の者	A
米子高専	身体に障害（学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める身体障害の程度）のある者及び発達障害等がある者で、受験上及び修学上の特別な措置を必要とする者	C
松江高専	身体に障害（学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める身体障害の程度）のある志願者で、受験上特別な措置及び修学上（実験・実習などの実技科目の履修等）特別な配慮を必要とする者	B
津山高専	身体に障害（学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める身体障害の程度）を有する志願者で、受験及び修学上特別な配慮を必要とする者	B
呉高専	身体等に障害のある志願者で、受験上特別な措置及び修学上特別な配慮を必要とする者	A
徳山高専	身体に障害（学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める身体障害の程度）のある入学志願者で、受験及び修学上特別な配慮を希望する者	B
宇部高専	身体に障害（学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める身体障害の程度）がある、あるいは発達障害者支援法で規定する障害等があり、受験上及び修学上特別な配慮を必要とする者	C

(注) 1 本表は、各校の学生募集要項から作成した。

2 「区分」欄の記号は次のことを指す。

A 障害の種類・程度を限定していないもの

B 身体に障害（学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める身体障害の程度）のある者

C 身体に障害（学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める身体障害の程度）のある者及び発達障害のある者

図表 3-(4)-② 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）〈抜粋〉

○ 学校教育法	
第 72 条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。	
第 75 条 第 72 条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。	
○ 学校教育法施行令	
第 22 条の 3 法第 75 条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。	
区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

図表 3-(4)-③ 事前相談の対象者の範囲に関する記述内容についての見解

学校名	見解
鳥取大学	学生募集要項の記述は例示であり、これ以外の者からの相談も受け付けており、対象者の範囲を限定しているものではない。
米子高専	学生募集要項の記述内容は、配慮対象者を障害の程度が重い者に限定しているものと誤解されるおそれがあるので、(独)国立高専機構と協議して、表現方法について検討したい。
松江高専	学生募集要項の記述内容は、配慮対象者を障害の程度が重い者に限定しているものと誤解されるおそれがあるので、(独)国立高専機構と協議して、表現方法について検討したい。
津山高専	学生募集要項では相談の対象者を身体障害者に限定する内容としているが、身体障害者以外の者からの相談を受けた実績がないため、対象者の範囲について意識したことがない。
徳山高専	事前相談の対象者については、従前から同じ表現を用いており、障害者差別解消法の施行を契機とする見直しは行っていなかったが、対象を身体障害者に限定している特段の理由はなく、発達障害者等を対象から外す意図はないため、(独)国立高専機構と協議して、表現方法について検討したい。
宇部高専	学生募集要項の記述内容は、配慮対象者を障害の程度が重い者に限定しているものと誤解されるおそれがあるので、表現方法について検討したい。

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(4)-④ 情報提供の充実にに関する意見

学校名	意見
鳥取大学	<p>「受験上の配慮例」については、現在、支援対象となっている学生の中には配慮例を公表することで個人を特定されてしまうことに不安を抱いている学生もいるため、積極的な公表は考えていない。「障害学生数」については、障害区分によっては人数が少数であるため、公開により個人が特定されるおそれがあるためホームページでは公開していない。ただし、秘密にしているわけではなく、受験を希望する障害者等から照会があれば開示している。障害区分を大きくくりにすれば個人が特定されないので、公開について検討の余地はある。</p>
島根大学	<p>「障害学生数」については、個人情報保護を考慮した上で、今後公開するかどうか検討する。</p>
岡山大学	<p>「受験上の配慮例」については、相談しやすい環境作りのため、可能な範囲での情報提供は必要と考えており、これまでに実施した受験上の代表的な配慮例を掲載することについて、前向きな検討を始めたいと思っている。</p> <p>「障害学生数」については、障がい学生支援室等で把握している人数よりも、実際にはさらに多数存在すると考えられる（特に精神障害や発達障害を有する学生）が、正確な人数の把握は困難であるため、公開は控えた方が良く考えている。少なくとも現状においては、公開の必要性に迫られているとは感じていない。</p>
広島大学	<p>「障害学生数」については、障害の種別によっては人数が少ないため個人が特定されるおそれがあることから公開していない。個人情報への配慮が必要である。</p>
山口大学	<p>「障害学生数」について広く一般に公開した場合、障害区分によっては個人が特定されるおそれがあること、大学間の評価（障害学生の受入ランキング等）に利用されるなど想定外のことに利用され、数字が一人歩きするおそれがあることから、ホームページでは公開していない。ただし、志願者等から学校選択の材料にしたいなどの理由で照会があった場合には、障害学生の受入実績に係る情報提供を拒否するものではない。</p> <p>「障害学生の受入例」等についても、個人情報保護や支援に関する情報が正確に伝わらない可能性があるため、ホームページ等の公表には慎重に対応していきたいと考えている。</p>
米子高専	<p>障害学生の受入実績、支援内容・体制等の情報公開については、プライバシー保護の問題があり、広く公開することには懸念がある。入学者は中学卒業業者で、在校生には高校生の年代の者も含んでおり、大学ほどは情報公開が進んでいない。社会全体がよりインクルーシブな方向に向かえば、さらなる情報公開に努める必要が出てくると思われる。</p> <p>バリアフリー施設については、在校生が分かればよいので、ホームページ</p>

学校名	意見
	での公開はしていない。
松江高専	<p>ホームページで提供している情報内容について、現状を変更する予定は今のところない。入学を希望する障害を持つ受験生等にはその都度必要な情報を提供していくことを考えている。他の高専、大学等の情報提供を参考にしつつ、ホームページを更新していく予定である。</p>
津山高専	<p>2～3年前に、障害学生に対する支援内容・体制について情報公開することを検討したことがあるが、当時の支援障害学生が情報公開を嫌がったため断念した経緯がある。現状において、情報提供していない項目を公開することの必要性は感じていない。</p>
呉高専	<p>現在、情報提供していない「受験上の配慮例」、「相談窓口・支援体制」、「授業時等の支援例」についてはホームページへの掲載が可能である。「障害学生数」の総数をホームページに掲載することは可能であるが、学年・学科、障害の種類・程度などを掲載することは個人が特定される可能性があり、校内での検討が必要となってくる。「障害学生の受入例」については、個人が特定されるおそれがあるため、ホームページへの掲載は現時点では考えていない。</p> <p>なお、「支援申請手続」については、相談があれば個々に対応できるため、ホームページへの掲載は不要と考える。</p> <p>今後、ホームページへの掲載方法・内容を検討し、充実させていきたいが、支援体制、スタッフ、ノウハウ、施設・設備・機器の全てにおいて課題のある現状において、情報提供の充実を先に進めた場合、障害の種類・程度によっては十分な対応ができないのではないかと懸念があるため、掲載内容については校内での十分な検討が必要である。</p>
徳山高専	<p>情報提供が十分ではないと認識しており、今回の行政評価局調査を契機に、その充実方策について検討したい。現時点で情報提供していない項目について、公開できない又は公開が不適当なものは特段見当たらない。</p> <p>一般学生に対しては、障害学生の存在、支援・配慮の必要性等について積極的な情報提供や意識啓発を行っていない。発達障害者は外見では分からないかもしれないが、本校において2年次以降はクラスが固定されており、隠そうとしても一緒に授業を受けるうちに自然に分かるものであり、暗黙のうちに当該生徒を受け入れている。</p>
宇部高専	<p>バリアフリーマップに関しては、平成29年度より、ホームページ及び学生便覧で公開する予定である。その他の情報に関しては、公開により支援障害学生数及び支援ニーズの増加を招き、結果的に現在実施している支援さえも「実施に伴う負担が過重なもの」となってしまうおそれがあり、それを防止するために、学内の障害学生支援の準備状況に配慮しながら公開を検討する。</p>

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(4)-⑤ 支援専用ウェブサイト・ページへのアクセス状況

学校名	アクセスの経路	備考
鳥取大学	<ul style="list-style-type: none"> ・大学公式サイトトップページ > 「附属施設・附属病院」 > 「<u>学生支援センター</u>」 ・大学公式サイトトップページ > 「サイトマップ」 > 「附属施設・附属病院」 > 「大学教育支援機構」 > 「<u>学生支援センター</u>」 サイト内検索：「障がい」の検索結果 ⇒ 「障がい学生支援について」 <u>学生支援センター</u> * 当局の調査を契機に、次のとおり改善済み <ul style="list-style-type: none"> ・大学公式サイトトップページ > 「<u>受験生の方へ</u>」 > 「<u>障がい学生支援（学生支援センター）</u>」 > 「<u>学生支援センター</u>」 ・大学公式サイトトップページ > 「<u>在学生の方へ</u>」 > 「<u>学生支援センター</u>」 又は > 「<u>相談窓口・障がい学生支援</u>」 > 「<u>学生支援センター</u>」 	大学トップページのメインメニューの「キャンパスライフ」、「受験生の方へ」、「在学生の方へ」からは、支援専用サイト（学生支援センターホームページ）にはアクセスできない。障害学生支援の担当部署が「学生支援センター」であることを知らない場合、最初から「附属施設・附属病院」を経由して同支援センターのホームページに至ることは通常考えられず、何度か試行錯誤を重ねなければアクセスできないおそれがある。
島根大学	<ul style="list-style-type: none"> ・大学公式サイトトップページ > 「学内センター(学生の利用頻度が高い学内センター)」 > 「<u>障がい学生支援室</u>」 ・大学公式サイトトップページ > 「病院・図書館・附属施設」 教育・学生支援機構 > 「<u>障がい学生支援室</u>」 ※ 平成28年4月から支援専用サイト（障がい学生支援室） を開設しており、次のルートをたどれば旧ページに 至ることができる。 ・大学公式サイトトップページ > 「サイトマップ」 > 「教育・学生生活」 > 「困った時の相談窓口」 > 「障がいのある学生支援」 > 「<u>学生支援センター（障がい学生支援）</u>」 サイト内検索：「障がい」の検索結果 ⇒ 「障がいのある学生支援」 > 「 <u>学生支援センター（障がい学生支援）</u> 」 ※旧ページ * 当局の調査を契機に、次のとおり改善済み <ul style="list-style-type: none"> ・大学公式サイトトップページ > 「<u>教育・学生生活</u>」 > 「<u>困った時の相談窓口・障がい学生支援室</u>」 	大学トップページのメインメニューの「教育・学生生活」から旧ページにアクセスすることができるが、平成28年4月に新たに開設された支援専用サイトにはたどり着けない。障害学生支援の担当部署が「障がい学生支援室」であることを知らない場合、最初から「学内センター」を経由して同支援室のホームページに至ることは通常考えられず、何度か試行錯誤を重ねなければアクセスできないおそれがある。
岡山大学	<ul style="list-style-type: none"> ・大学公式サイトトップページ > 「学生生活」各種窓口案内 > 「<u>障がい学生支援室</u>」 又は、 > 「<u>在学生・保護者の方</u>」各種窓口案内 > 「<u>障がい学生支援室</u>」 ・大学公式サイトトップページ > 「サイトマップ」 > 「病院・附属施設」全学教育・学生支援機構 > 「<u>学生総合支援センター</u>」 > 「<u>障がい学生支援室</u>」 サイト内検索：「障がい」の検索結果 ⇒ 「 <u>障がい学生支援室</u> 」 <u>学生総合支援センター</u>	担当部署の名称に「障がい学生支援」の文言が入っているため、担当部署の名称を知らない場合でも、大学トップページから比較的円滑に支援専用サイトにアクセスすることが可能。
広島大学	<ul style="list-style-type: none"> ・大学公式サイトトップページ > 「高校生・受験生の方」 又は 「教育・学生生活」 > 「学生へのサポート情報・支援制度」 > 「<u>障害学生支援に関すること</u>」 <u>障害学生支援（アクセシビリティセンター）</u> ・大学公式サイトトップページ > 「サイトマップ」 > 「教育・学生生活」 > 「学生へのサポート情報・支援制度」 > 「<u>障害学生支援に関すること</u>」 <u>障害学生支援（アクセシビリティセンター）</u> サイト内検索：「障がい学生」の検索結果 ⇒ アクセシビリティセンターのウェブサイトへのリンクのあるページが検索結果に表示	担当部署（アクセシビリティセンター）の前に見出しとして「障害学生支援」の文言が入っているため、担当部署の名称を知らない場合でも、大学トップページから比較的円滑に支援専用サイトにアクセスすることが可能。

山口 大学	<ul style="list-style-type: none"> ・大学公式サイトトップページ > 「在学生の皆様」相談窓口 > 「<u>学生特別支援室</u>」 ・大学公式サイトトップ > 「サイトマップ」 > 大学教育機構「学生支援センター」 > 「<u>学生特別支援室</u>」 <p>サイト内検索：「障害」の検索結果 ⇒ホームページ開設の案内ページ（学生特別支援室のウェブサイトのへのリンクあり）が検索結果に表示</p>	<p>支援担当部署の名称（学生特別支援室）や見出しに「障害（障がい）学生支援」の文言が入っていないため、障害学生支援の担当部署が「学生特別支援室」であることを知らない場合、円滑に同支援室のウェブサイトアクセスすることは困難。</p>
松江 高専	<ul style="list-style-type: none"> ・高専公式サイトトップページ > 「入学希望の方へ」又は「在学生の方へ」 > (メニューバー) 「<u>障がい学生支援</u>」 <p>サイト内検索：「障害」の検索結果 ⇒<u>障がい学生支援</u></p>	<p>見出しに「障がい学生」の文言が入っているため、高専ホームページのトップページから比較的円滑に支援専用ページにアクセスすることが可能。</p>
宇部 高専	<ul style="list-style-type: none"> ・高専公式サイトトップページ > 「高専ライフ」 > 「サポート体制」 <u>障害学生修学支援</u> <p>サイト内検索：「障害」の検索結果 ⇒<u>障害学生支援</u></p>	<p>見出しに「障害学生」の文言が入っているため、高専ホームページのトップページから比較的円滑に支援専用ページにアクセスすることが可能。</p>

(注) 当局の調査結果による。